

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月29日
【事業年度】	第35期（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）
【会社名】	株式会社セラク
【英訳名】	SERAKU Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 宮崎 龍己
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
【電話番号】	03-3227-2321（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 執行役員 経営管理本部長 小関 智春
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
【電話番号】	03-3227-2321（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 執行役員 経営管理本部長 小関 智春
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2018年 8月	2019年 8月	2020年 8月	2021年 8月	2022年 8月
売上高 (千円)	9,017,118	11,410,214	13,771,620	15,263,442	17,859,101
経常利益 (千円)	525,714	737,275	1,165,242	1,836,704	1,434,021
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	311,615	440,945	654,002	1,240,783	966,159
包括利益 (千円)	312,480	437,894	659,901	1,237,959	969,257
純資産額 (千円)	2,410,067	2,811,690	3,429,730	4,616,288	5,519,152
総資産額 (千円)	4,195,183	5,370,727	7,342,372	8,730,681	9,620,428
1株当たり純資産額 (円)	175.06	204.09	248.82	331.77	395.18
1株当たり当期純利益金額 (円)	22.67	32.03	47.50	89.82	69.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	22.62	32.00	47.47	89.06	69.00
自己資本比率 (%)	57.4	52.3	46.7	52.8	57.3
自己資本利益率 (%)	13.7	16.9	21.0	30.9	19.1
株価収益率 (倍)	29.9	21.4	32.5	23.9	15.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	562,094	655,055	995,530	1,467,861	704,481
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	220,721	255,969	160,453	186,333	176,949
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	93,488	57,001	724,561	154,674	328,880
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,266,927	2,723,014	4,282,653	5,409,507	5,608,159
従業員数 (名)	1,879	2,219	2,606	2,656	3,373
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月	2022年 8 月
売上高 (千円)	8,981,088	11,157,711	13,335,643	14,799,088	17,323,361
経常利益 (千円)	539,507	801,716	1,217,199	1,776,387	1,443,406
当期純利益 (千円)	325,454	505,732	706,320	1,140,715	968,717
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	297,794	297,974	297,974	304,085	306,232
発行済株式総数 (株)	13,759,200	13,767,200	13,767,200	13,902,400	13,954,000
純資産額 (千円)	2,423,040	2,893,475	3,557,025	4,647,325	5,548,676
総資産額 (千円)	4,171,326	5,398,984	7,399,513	8,694,182	9,581,078
1株当たり純資産額 (円)	176.00	210.03	258.06	334.00	397.29
1株当たり配当額 (円)	2.70	3.20	4.60	5.60	8.60
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	23.67	36.74	51.30	82.58	69.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	23.62	36.70	51.26	81.88	69.19
自己資本比率 (%)	58.1	53.6	48.0	53.4	57.9
自己資本利益率 (%)	14.3	19.0	21.9	27.8	19.0
株価収益率 (倍)	28.6	18.7	30.1	26.0	15.8
配当性向 (%)	11.4	8.7	9.0	6.8	12.4
従業員数 (名)	1,859	2,153	2,505	2,563	3,256
株主総利回り (%)	83.3	84.8	190.4	264.4	137.4
(比較指標：配当込みTOPIX)	(118.6)	(109.8)	(125.3)	(154.6)	(157.7)
最高株価 (円)	988	869	1,596	2,792	2,502
最低株価 (円)	621	470	546	1,523	1,010

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していませんので記載していません。

2. 2017年11月20日より東京証券取引所市場第一部に、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場に上場しております。

3. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第35期事業年度の期首から適用しており、第35期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	概要
1987年12月	東京都豊島区に当社設立
1991年1月	テレマーケティング代行サービス業務を開始
1994年11月	パソコンネットワーク「サンネット」を埼玉県大宮市（現・さいたま市）に開設
1995年10月	インターネット事業部（現・SI本部）を開設し、コンテンツ制作業務を開始
1997年4月	インターネット事業部にてシステム開発業務へ本格参入
2001年7月	業務拡張のため、本社を東京都新宿区に移転
2002年9月	ネットワークソリューション事業部（現・SI本部）を開設
2004年11月	札幌支社を開設
2006年1月	大阪支社を開設
2006年5月	福岡支社を開設
2007年11月	本社においてISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）取得
2008年9月	システムソリューション事業部（現・SI本部）を開設
2008年11月	業務拡大により東京本社・別館（東新宿オフィス）を開設
2009年5月	AndroidやiPhone向けアプリの各種リリースを開始
2010年10月	How to動画専門C to Cマーケットサイトcomoco.tvサイトを公開
2011年7月	業務拡大により東京本社・別館（東新宿オフィス）を西新宿本社9階へ増床・移転
2011年7月	Androidを組込んだ鏡型情報端末「スマート洗面台」を発表
2011年9月	中国遼寧省瀋陽市に海外子会社「世科信息技术（瀋陽）有限公司」を設立
2012年4月	札幌ウェブオペレーションセンターを設立
2012年8月	中小企業のIT活用を総合的に支援する「IT侍」をリリース
2013年1月	iPhone向けゲームアプリ「元祖天ぷら侍」をリリース
2013年5月	Androidを使った近未来型家庭菜園「スマート野菜工場」を発表
2013年9月	移動通信インフラサービス部（現・SI本部）を開設
2014年5月	名古屋支社を開設
2014年7月	横浜支社を開設
2014年9月	刈谷支店を開設
2014年10月	低価格施設園芸向けモニタリングシステム「みどりクラウド」を発表
2015年7月	ITインフラ事業部がISO9001（QMS：品質マネジメントシステム）取得
2016年7月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2017年6月	南島原農業IT研究所を開設
2017年7月	奥出雲農業IT研究所を開設
2017年11月	東京証券取引所市場第一部へ上場市場を変更
2018年3月	「みどりクラウド」が日本GAP協会の「推奨農場管理システム」認定を取得
2018年4月	株式会社ピースエンジニアリング（現：株式会社セラクビジネスソリューションズ）の全株式を取得し子会社化（現連結子会社）
2018年9月	株式会社セラクE C A（現：株式会社セラクC C C）を設立（現連結子会社）
2019年9月	東京大学と「人材のパフォーマンス予測・最大化」に関する共同研究を開始
2019年9月	女性向け動画メディアを運営する「C Channel」に出資
2020年2月	24時間365日体制で運用を行うIoT/クラウドサポートセンターを東京都内に開設
2020年4月	畜産業向けIoTサービス「ファームクラウド」を全国展開開始
2020年5月	リモートワークに対応したDX技術支援サービスを開始
2020年5月	国内第2位の青果卸R&Cホールディングスと青果流通におけるスマート農業の活用に関する業務提携
2021年9月	日本マイクロソフト株式会社と協力し年間200名以上のMicrosoft Azure技術者を育成
2021年3月	株式会社NTTデータと協業しSalesforce定着化支援を起点としたビジネス変革支援サービスを開始
2021年4月	従業員の健康増進、メンタルヘルスケアと生産性改善を目的とする、クラウド型デジタルヘルスケアサービスの提供開始
2021年4月	農林水産省「革新的営農支援モデル開発」事業にてみどりクラウドとAIを活用した青果流通支援プロジェクトが採択
2021年5月	Tableau Softwareとのパートナー契約締結
2021年7月	ネットイヤーグループ株式会社と協業し、Pardotの定着化支援事業を強化
2021年8月	社員の健康を守るクラウドサービス「バイタルプログラム」のベータ版をリリース
2021年10月	施設園芸用資材において高いシェアを持つ東都興業社と業務提携
2022年2月	りそなホールディングス社設立のDX支援子会社へ出資し、合併事業へ参加
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより東京証券取引所市場第一部からプライム市場へ移行

年月	概要
2022年 4月	WalkMe社と国内初のカスタマーサクセスパートナー契約を締結
2022年 6月	東京大学大学院と共同で「デジタルメンタルヘルス講座」を設置
2022年 6月	未上場IT企業へのセカンダリー投資事業を開始

3【事業の内容】

当社グループは、『IT技術教育（人材育成）によりビジネスを創造し、社会の発展に貢献する』との経営方針のもとに、システムインテグレーション（SI）事業、デジタルトランスフォーメーション（DX）事業、みどりクラウド事業、機械設計エンジニアリング事業、及びその他事業を行っております。

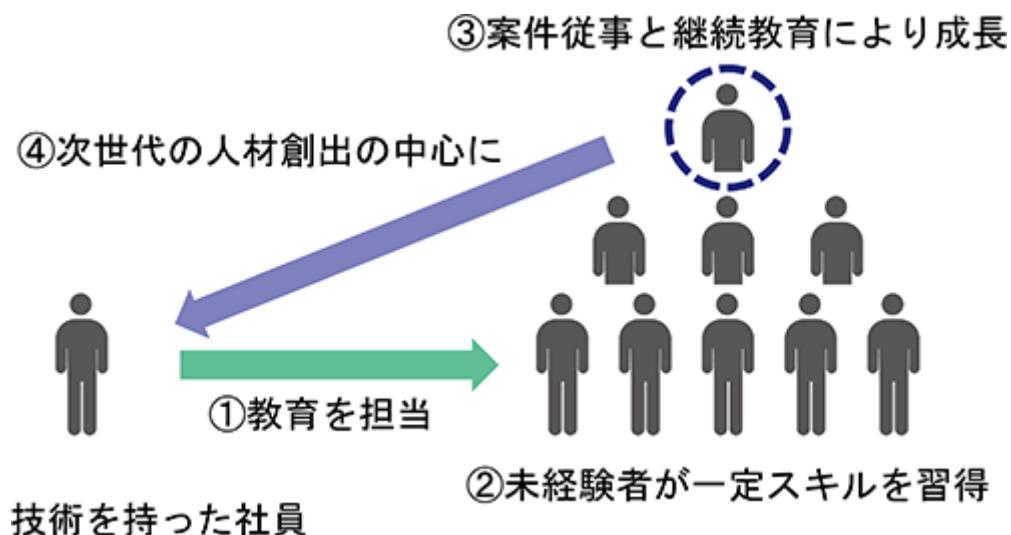
当社グループでは、当社独自の採用、教育体系によりその時代のニーズに合わせたIT人材を創出し、営業活動により各人材の技術レベルにあった業務を獲得することによって、事業規模を拡大しております。

当社グループが提供するサービスは主に、企業が抱える問題に対してITを用いた解決策の提案及びその実現を行う「ソリューションサービス（*1）」と、直接クライアント先で技術提供を行う「オンサイトサービス（*2）」の2つの形態があります。

また、各分野において蓄積したノウハウや技術を深化させ、さらにIoTやAIなどの先端技術分野に取り組むことで、デジタルトランスフォーメーション事業において社会問題を解決するサービスの開発にも取り組んでおります。

当社は、就業意欲が高いIT業界未経験者を中心に採用を行うことで安定的に人員を確保し、当社独自の教育プログラムにより未経験であっても入社から2ヶ月～3ヶ月でITエンジニアとしての就業を可能としております。また、各部門の事業活動及び新商品開発から得られた技術やノウハウを蓄積した教育プログラムを「セラク情熱大学」として提供することで、持続的な技術力向上を図っております。一方で、当社の人材育成力を強みとした営業活動を積極的に展開することにより多様な案件を獲得しており、対応可能な事業領域を拡大しております。このような採用、教育、営業の三位一体のビジネスモデルを採用することにより、就業時から段階的にその時のスキルに合った業務内容で従事できる体制を整備しております。

< 当社の教育型人材創出モデルのイメージ >



この教育型人材創出モデルの特徴は次のとおりです。

- IT業界未経験者を短期間で教育し早期就業を可能にしています。
- 大手SIer（*3）が請け負う大型案件や大手企業におけるIT運用案件ではエントリーレベルの業務が一定量発生しますが、大手SIerにとっては自社の人員はコストが合わないことや、IT運用案件においては一定技術を持った人員が長期的に必要となるため、人員を外部調達することが一般的です。当社は経験の浅いエンジニアを運用担当人員として供給しています。
- 一定程度のスキルを身に着けたエンジニアは、エンドクライアント向けのソリューション案件やチーム型案件のリーダーや人材育成担当、あるいは、当社における新規ITビジネスの創出を担当することができます。

また、下記の事業拠点をベースに日本全国で事業活動、採用活動を展開しております。



当社グループの事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) システムインテグレーション事業

既存技術領域でのIT技術支援を推進し、長期安定的な分野であるITインフラ・クラウドテクノロジーや、デジタルクリエイティブ・WEB運営、WEBシステム開発などのサービスを提供しています。

ITインフラ分野におけるサービス

コンピュータ及びネットワークシステム、サーバ等のITインフラにおける設計・構築・運用・保守までITシステムのライフサイクルのどのフェーズでもクライアントのニーズに合ったサービスを提供します。

a. ネットワーク設計構築・運用

中小・中堅企業から、数万人規模の大企業のネットワーク設計構築・障害対応、設定変更などの運用を行っています。

また、コンピュータウイルス対策やネットワークへの不正侵入・盗聴による情報漏えいなどを防ぐための高度なセキュリティ対策なども提供しています。

b. サーバ設計構築・運用

企業内及び顧客へのサービス提供のために利用される各種サーバシステムの設計構築及び運用を行います。

また、コスト削減・省電力化を実現するとして注目されるサーバの仮想化(*4)は当社の得意分野であり、仮想化技術のベンダー認定資格取得者を100名以上有しています。

c. ITインフラ機器のリプレース

パソコンやサーバ、ネットワーク機器などのITインフラに関する機器にはメーカー保証が定められていることや、ユーザー数の最も多いOSのWindowsが数年間隔で新しいバージョンをリリースし、旧バージョンのサポートが終了することから、ITインフラ機器の入れ替えは企業にとって必須となります。当社では数台の小規模なリプレース作業から数千台規模の大規模な機器のリプレース作業まで、また、パソコンだけでなく、サーバやネットワーク機器などあらゆるITインフラ機器のリプレース対応が可能です。

ITインフラ事業におけるオンサイトサービス

主に企業の情報システム部門や、Sierにエンジニアが常駐し、クライアント社内や商用ネットワーク及びサーバの設計構築、運用保守業務を行います。

ITインフラの分野においては、24時間365日安定稼働させることが求められるため、運用保守業務では特に、高度な専門知識までは求められないまでも、技術マニュアルを読みこなした上での障害対応や設定変更などの運用技術力のあるエンジニアが必要となります。

当該サービスは、業務の性質上多数のチーム体制によってサービスを提供する割合が高いこと、また先行して事業拡大に着手したことから、当社において最も社員数の多い主力サービスとなっています。

スマートソリューション事業におけるソリューションサービス

業務システムやWEBシステムの設計・開発を行っています。また、ソフトウェアやハードウェアの検証(*5)専門の部門を有しており、より質の高いシステムを提供しています。

スマートソリューション事業におけるオンサイトサービス

システム開発は大規模になればなるほど開発に関わるエンジニアが多数必要となり、自社の社員だけでなく協力会社のエンジニアと共に開発する必要が生じます。未経験者を中心に採用も積極的に行い、クライアントの要望にあったスキルのエンジニアをクライアント先に常駐させるサービスを行っています。

業務内容としては、比較的大規模な、WEBシステムやスマートフォン用アプリ、Java(*6)を用いた業務システムや検証業務などを行っています。また、オンサイトサービスで習得したノウハウを自社サービスの品質向上及びサービス拡大にも繋げています。

ウェブマーケティングコミュニケーション事業におけるサービス
クライアントから直接依頼があった以下のような案件を社内で制作しています。

- a. ウェブサイト制作及びディレクション (*7)
コーポレートサイト、ECサイト、各種WEBサイトのコンテンツ企画及びデザイン制作、ディレクション
- b. ウェブサイト運用
WEBサイトやメールマガジンなどの定期的、定型的なコンテンツ制作、更新、ECサイトや付随する顧客データベース (*8) の構築・管理、メール配信、アクセス解析 (*9) などを行うためのウェブシステムの運用
- c. ウェブマーケティング
インターネット上での商品や自社サービスの認知拡大や販売促進、インターネット広告 (*10) などオンラインプロモーションの企画、運営

ウェブマーケティングコミュニケーション事業におけるオンサイトサービス

主に広告代理店やSIer、メーカーなど直接クライアント先に常駐し上記 a. ~ c. の業務を行います。企業にとって消費者との最大の接点であるウェブサイトやソーシャルメディア、また、それらの媒体への誘導を行うネット広告やプロモーション企画の運営はニーズが堅調に拡大しています。

(2) デジタルトランスフォーメーション事業

企業の情報資産を保護するサイバーセキュリティ、クラウド型CRM及びERPの定着・運用支援サービスを行うカスタマーサクセス、反復・定型的作業のシステム自動化支援を行うRPAなどのサービスを提供する他、IoT/AI/データサイエンス技術を活用した社会課題の解決を行っています。

サイバーセキュリティ

企業向けセキュリティサービスの提供と24時間365日稼働のIoTクラウドサポートセンターによる管理・運用サービスを行っています。

複雑化する企業ネットワークはさまざまなリスクに晒されており、安全なデータ運用を実現するには、セキュリティ対策の強化が必須となっています。

サイバーセキュリティに関するスキルと知識、ノウハウを備えたエンジニアがサービスを提供し、スペシャリストによる各種環境の診断からコンサルティング、対策の立案、導入支援、社員教育まで万全なセキュリティ体制の構築を支援します。

カスタマーサクセスソリューション

営業支援ツールであるクラウド型CRM「Salesforce.com」及び大手ERPソフトの定着化・運用支援サービスを提供しています。

導入時の構築から既存環境への移行、運用マニュアルの作成、導入後のユーザー管理、カスタマイズの実施など、より効率的かつ効果的な利用ができるよう定着化や運用の支援を行います。

クラウド&ソリューション

企業のIT環境をクラウド化するための設計構築、クラウド環境の運用・監視サービスを提供しています。24時間365日稼働のIoTクラウドサポートセンターにおいては遠隔で企業システムの管理・運用を行っています。

RPA

企業内における反復・定型的作業について、システムの自動化支援を行います。それぞれのビジネスにおける課題の洗い出しから実証実験、本番導入、24時間365日の稼働監視などの運用フェーズ、さらにはデータを活用したAI構築のサポートまでワンストップで提供し、ビジネスの課題解決や新たな価値創造を行います。

(3) みどりクラウド事業

ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスを展開しております。

みどりクラウド

施設園芸農家向けに農業IoT（*11）サービス「みどりクラウド」のサービス提供を行っています。

設置端末である「みどりボックス」の販売と取得したデータの蓄積・分析・アラートなどを提供するクラウドサービス「みどりクラウド」、GAP（農業生産工程管理）認証取得に対応した農作業記録・管理サービス「みどりノート」などの販売・サービス提供を通じて、農作業のIT化と生産性向上を支援しています。

ファームクラウド

畜産業向けに開発されたIoTサービスであり、畜舎環境の遠隔モニタリングを可能にします。温度・湿度・二酸化炭素濃度といった一般的な環境指標を可視化するだけでなく、アラート機能を標準装備しており、異常発生時にはスマートフォンでのプッシュ通知やメールにて、そのアラート連絡を受け取ることができ、飼育や経営に役立てることで収益性を高めます。

IoTソリューション/AI/データサイエンス

a. IoTソリューション

センサー選定、組み込み、クラウドによるデータ蓄積・可視化までをワンストップでプロデュースし、様々な産業におけるIoT化をクラウドサービス×ソリューションで実現します。「みどりクラウド」で培った技術を活用し、畜産業等の一次産業分野をはじめ、製造、建築などの分野へIoTサービスを展開しており、さまざまな課題の解決、業務改善、新しいビジネス価値の創造などに繋げています。

b. AI/データサイエンス

高い専門性を備えたデータ・サイエンティストが、統計モデルや機械学習、データ分析等の手法を駆使して、ビッグデータを整理・活用し、共通点を探りながら、有益な知見を抽出します。データ分析からコンサルティングまでワンストップでサポートし、企業が直面する課題を解決します。

(4) 機械設計エンジニアリング事業

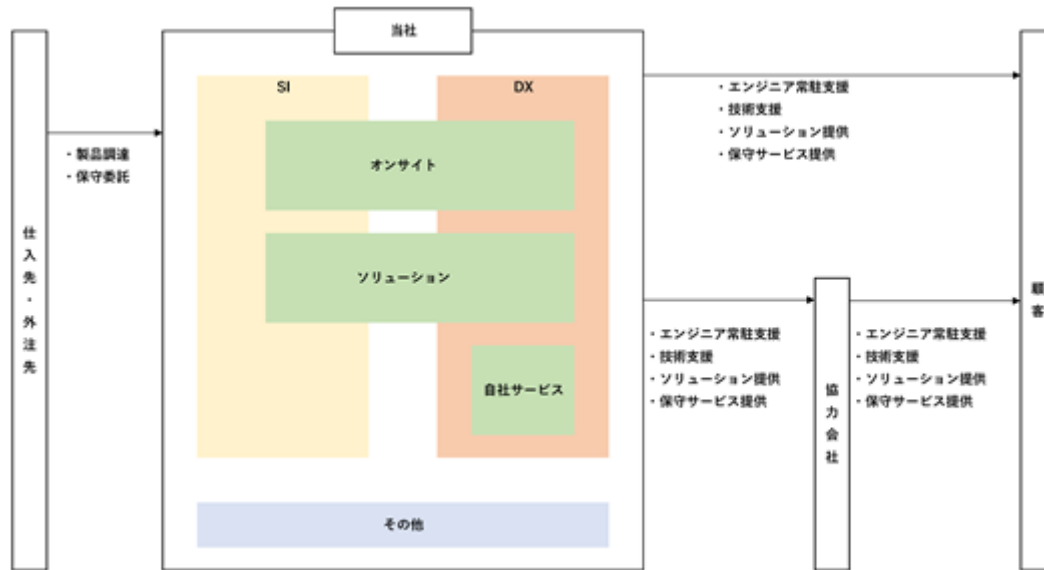
連結子会社である株式会社ピースエンジニアリング（現：㈱セラクビジネスソリューションズ）において、3DCAD分野の技術提供、機械・金型などの受託設計サービス、通信建設・情報通信分野への技術提供を行っています。

(5) その他事業

連結子会社である株式会社セラクCCCにおいて、有料職業紹介・人材派遣・IT技術教育講座等のサービスを提供しています。

[事業系統図]

当社の事業の系統図は、次のとおりであります。



<用語解説>

番号	用語	意味・内容
*1	ソリューションサービス	主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供を行うサービスのこと。
*2	オンサイトサービス	主に派遣契約及びチーム体制における客先での作業を前提とした請負契約において、技術者の時間稼働もしくは成果物の納品によって技術提供を行うサービスのこと。
*3	Sler	情報システムの開発において、コンサルティングから設計、開発、運用までを一括で請負う企業のこと。
*4	サーバの仮想化	1台のサーバ(物理サーバ)を複数台の仮想的なサーバ(仮想サーバ)に分割して利用する仕組みのこと。それぞれの仮想サーバではOSやアプリケーションを実行させることができ、あたかも独立したコンピュータのように使用することができます。
*5	検証	構築したシステムやアプリが設計した通りに動作するか、想定外の操作を行った時に正しくエラー処理を行うか等の動作チェックを網羅的に行うこと。
*6	Java	業務システム開発において使用されることが多いプログラミング言語。Android上でのアプリケーション開発でも使用される。
*7	ディレクション	ウェブサイトの構築や運用において、コンテンツ内容の企画や設計などの専門的業務やスケジュール管理、各関係者との連絡・調整業務などの進行管理業務のこと。
*8	顧客データベース	主にECサイトなどで使われる、顧客の名前、住所、電話番号などの基本情報や、購入履歴、対応履歴などの拡張情報を格納するデータベースのこと。
*9	アクセス解析	ウェブサイトのユーザがどのページをどのくらいの時間閲覧したか、どのページにどのくらいの閲覧数があったか等のアクセス状況を数値化・可視化してウェブサイトの問題点や改善点を抽出する分析手法のこと。
*10	インターネット広告	バナー掲載や検索ワードに連動して広告を表示させる検索連動型広告など、企業が自社のウェブサイト以外で自社ブランドや商品・サービスをプロモーションするための広告のこと。
*11	IoT	Internet of Thingsの略。全てのモノがインターネットに繋がる、という概念を示しており、様々な機器がインターネットを通じてデータを送受信することにより、様々なモノの制御や監視に役立つと考えられている。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ピーズエンジニアリング (注)1, 2, 3	東京都新宿区	100	機械設計受託業務、 3DCAD教育、機械製 図教育、機械設計技 術者派遣事業	100	役員の兼任 有
(連結子会社) 株式会社セラクCCC (注)1, 2, 3	東京都新宿区	100	ITスキル習得講座運 営等のIT教育事業、 人材紹介・人材派遣 等の人材マッチング 事業	100	役員の兼任 有

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

2. 特定子会社であります。

3. 2022年8月に株式会社セラクECAは株式会社セラクCCCに社名変更を行い、2022年10月に株式会社ピーズエンジニアリングは株式会社セラクビジネスソリューションズに社名変更いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
システムインテグレーション事業	2,515
デジタルトランスフォーメーション事業	684
みどりクラウド事業	55
機械設計エンジニアリング事業	119
その他	-
合計	3,373

(注) 1. 従業員数は、就業従業員数であります。

2. 従業員数が最近1年間で717名増加しました。主な理由は、業容の拡大に伴う積極的な採用によるものです。

(2) 提出会社の状況

2022年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,256	30.3	3.5	3,816

セグメントの名称	従業員数(名)
システムインテグレーション事業	2,515
デジタルトランスフォーメーション事業	684
みどりクラウド事業	55
機械設計エンジニアリング事業	2
その他	-
合計	3,256

(注) 1. 従業員数は、就業従業員数であります。

2. 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 従業員数が最近1年間で693名増加しました。主な理由は、業容の拡大に伴う積極的な採用によるものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であり、特記すべきことはありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「IT技術教育（人材育成）によりビジネスを創造し、社会の発展に貢献する」ことを経営方針として掲げております。具体的には、当社グループの強みである採用力とIT技術教育によりIT人材を創出し、顧客とのITプロジェクトへ参画させることに加え、当社のIT技術教育ノウハウを広く社会に還元することでITエンジニアのスキルアップや付加価値創出を行う企業として社会の発展に努めてまいります。また、「みどりクラウド」をはじめとしたIT技術力を生かした独自商品サービスや新商品を開発・展開し、デジタルトランスフォーメーション領域において社会課題を解決するITビジネスを展開することで、企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

現在の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和され、緩やかな回復基調にありましたが、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の緊迫化に加え、急激な円安進行、原材料価格やエネルギー価格の高騰などが重なり、先行きは不透明な状況が続いております。そのような中、当社グループの将来の業績は、技術力の高いエンジニアの確保とその稼働率の多寡にかかっております。これを実現するために、優秀な人材の採用及び育成、営業の強化、新規事業の開発と拡大、企業の社会的責任への取り組み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について、バランスを取りながら永続して強化を図ることが最大の課題であると認識しております。

そこで、当社グループは、以下のような点に留意し経営活動に取り組んでまいります。

優秀な人材の確保、育成

当社グループは、顧客にIT技術を提供できる人材を自社で採用し、入社後技術研修をはじめとした社内教育を行うことでIT技術とビジネススキルを備えた人材を顧客に提供できることを強みとしております。

そのため当社グループでは、現在の採用活動及び研修制度をさらに発展させ、採用から研修、モチベーション維持のための計画的かつ体系的なシステムの構築、運用に取り組んでまいります。

営業の強化

優秀なエンジニアの育成には、エンジニアのキャリアアップの選択肢を拡げるための案件の確保が必要となり、これを実現するための営業力が必要不可欠となります。

そのため当社グループでは、営業個人の提案力、営業力の強化を図るための研修制度の整備を行ってまいります。また、顧客満足の向上を図るため営業部門と技術部門の情報共有や連携強化についても取り組んでまいります。

新規事業の開発と拡大

長期にわたる企業成長を実現するためには、次なる成長のための新規事業の開発と拡大が重要と考えております。

当連結会計年度におきましては、以前から取組んでいる「みどりクラウド」をはじめとした農業IoT分野及び畜産業向けIoT「ファームクラウド」を拡大させるとともに、引き続き新規事業の研究開発にも取り組んでまいります。

また、新規開発案件として、クラウド型デジタルヘルスケアサービス「バイタルプログラム」の事業化に向けた新規事業の開発にも取り組んでまいります。

企業の社会的責任への取り組み

当社は、経営理念の1つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、次の二点につきましても徹底した取り組みを図ってまいります。

(a) 企業統治に係る責任の自覚

当社グループは、監査役監査及び内部監査の充実並びに管理部門をはじめとした内部管理体制の充実により、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理体制の整備と実効的な運用を図ってまいります。

(b) 企業モラルの堅持

当社グループは、顧客企業の機密厳守をはじめとする厳格な情報管理が事業活動継続の生命線と考えており、ISO27001(ISMS)を取得しております。引き続き、このような意識を経営幹部以下全ての従業員に自覚させるために、入社時及び随時に研修を行い、教育・啓蒙を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業環境の変化を注視し健康管理や感染予防を徹底するとともに、業務管理方法の改善などを推し進めてまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境の変化に伴う当社の優位性低下

当社グループは、IT技術を中核とし、他領域へ事業を水平展開することでドメインの拡大を図り、各事業領域では、オンサイト型、ソリューション型の技術支援に加え独自の新商品サービスを展開し技術の高度化を図ってまいりました。しかしながら、事業環境の変化に十分な対応ができなかった場合、若しくは、顧客のニーズを的確に捉えたサービスを提供できなくなった場合やそれ以外の何らかの要因により当社の競争力が低下した場合には、当社の事業戦略、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 景気動向及び業界動向の変動による影響

当社グループが提供するサービスは、企業を取り巻く環境や企業経営の効率化などの動きにより、顧客のITに対する投資抑制策等の影響を受けることから、経済情勢の変化に伴い事業環境が悪化するなどした場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の確保及び育成

当社グループは、事業の拡大に伴い、積極的に人材の確保・育成を進めております。優秀な人材の確保・育成のために、教育制度の充実等の施策を実施しております。しかしながら、今後退職者の増加や採用の不振等により必要な人材を確保することができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報を含めた情報管理体制

当社グループはシステム開発や運用、又はサービス提供の遂行過程において、顧客の機密情報やユーザーの個人情報を取り扱う可能性があります。また、社内日常業務を遂行する過程においても、役員及び従業員、取引先企業の役職員に関する個人情報に接する機会があります。

当社では、システム上のセキュリティ対策に加え、様々な情報を取り扱うシステム開発・運用サービス業者としての信頼性を高めるため、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC27001(JISQ27001)」を取得しております。また、当該公的認証に準拠した「情報セキュリティマニュアル」を整備し、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の運営、維持、改善に努めております。しかしながら、こうした取り組みにより将来にわたり情報漏洩を完全に防止できる保証はなく、仮に個人情報その他の機密情報が外部流出するような事態が生じた場合には、当社グループの社会的信用に与える影響は大きく、その代償として当社グループの経営成績にも多大な悪影響が及び可能性があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界経済の減速に伴う消費活動の停滞が長期化した場合や、当社グループ従業員に感染が広がった場合ならびに取引先等が事業活動を縮小または休止される事態などが発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクの対応策として、当社グループでは従業員の感染を防止するために、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤の実施、徹底した衛生管理を行い従業員の安全、健康を第一に考えながら、業務への支障を可能な限り抑えつつ感染症の感染拡大防止に寄与する取り組みを実施しております。

(6) 法的規制

当社グループが提供するサービスのうち、人材派遣サービスは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）に基づいた労働者派遣事業として厚生労働大臣の許可を受けて行っております。労働者派遣法では、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、当社が労働者派遣事業主としての欠格事由（労働者派遣法第6条）、及び、当該事業許可の取消事由（同法第14条）に該当した場合には、厚生労働大臣が事業許可の取消、業務の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において認識している限りでは、当社グループにおいてはこれらの法令に定める欠格事由及び取消事由に該当する事実はありません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社グループの事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、2012年10月1日に施行された労働者派遣法改正法が当社グループ業績に与える影響は限定的でありましたが、今後の動向によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは前述の労働者派遣法の他、職業安定法、労働基準法等の労働関連法令等により、規制を受けております。法令の変更、新法令の制定、又は解釈の変更等が生じた場合、当社グループの事業が制約され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（許認可等の状況）

許認可等の名称	有効期限	許認可等の番号	規制法令	所轄官庁等	取消事由等
労働者派遣事業許可	2021年4月1日～ 2026年3月31日	派13 - 080517	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合

(7) 派遣・請負スタッフに関する業務上トラブルの発生

スタッフによる業務遂行に際して、スタッフの過誤による事故やスタッフの不法行為により訴訟の提起又はその他の請求を受ける可能性があります。当社グループは、スタッフの作業にあたり、事故を未然に防ぐために管理体制を整えておりますが、上記トラブルによる訴訟内容及び請求金額によっては、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 経営者への依存に関するリスク

当社において、創業者である代表取締役宮崎龍己は、当社の経営方針及び事業戦略を決定するとともに、ビジネスモデルの構築から事業化に至るまで重要な役割を果たしております。また、今後も当社の業務全般においては、同氏の経営手腕に依存する部分が大いと考えられます。

当社では、取締役会及び事業部会等における役員及び幹部社員の情報共有を行っております。また、経営組織の強化など権限委譲を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務執行を継続することが困難になった場合には、今後の当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害や事故

地震等の自然災害や予期せぬ事故等により、当社グループあるいは取引先企業の重要な設備が損壊する等の被害が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和され、緩やかな回復基調にありましたが、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の緊迫化に加え、急激な円安進行、原材料価格やエネルギー価格の高騰などが重なり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが主にサービスを提供する情報産業分野においては、デジタル経済の急速な浸透により、クラウドコンピューティング、AI、IoT、ビッグデータ、RPAなどの先端技術を活用した「デジタルトランスフォーメーション（DX）」推進の活発化に伴うIT投資需要は、堅調に推移するものと見込んでおります。最適なITインフラが企業の経営戦略を支える重要な役割を担い、これら企業の需要に対応する質の高いITエンジニアの採用・育成の必要性が加速度的に高まっております。

このような環境の下、当社グループは当連結会計年度において、エンジニアの純増計画を期初計画459名から630名（+171名増）に引き上げ、良質なエンジニアの育成によるサービスの価値向上に取り組むとともに、社内エンジニアのDXシフトを強化してまいりました。

(a) 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べ889,747千円増加し9,620,428千円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ13,116千円減少し4,101,275千円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ902,864千円増加し5,519,152千円となりました。

(b) 経営成績

当連結会計年度の業績について、当社グループの売上高は17,859,101千円（前連結会計年度比17.0%増）、営業利益は886,662千円（前連結会計年度比34.6%減）、経常利益は1,434,021千円（前連結会計年度比21.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は966,159千円（前連結会計年度比22.1%減）となりました。

事業分野別のセグメント概況は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、「みどりクラウド事業」を報告セグメントとして記載する方法に変更したことに伴い、報告セグメントを従来の「システムインテグレーション事業」、「デジタルトランスフォーメーション事業」及び「機械設計エンジニアリング事業」の3区分から、「システムインテグレーション事業」、「デジタルトランスフォーメーション事業」、「みどりクラウド事業」及び「機械設計エンジニアリング事業」の4区分に変更しております。以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

（システムインテグレーション事業）

システムインテグレーション事業においては、既存技術領域でのIT技術支援を推進し、長期安定的な分野であるITインフラ・クラウドテクノロジーや、デジタルクリエイティブ・WEB運営、WEBシステム開発などのサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、引き続き、「ITインフラの設計構築・運用」「システムの開発および運用」等の成長領域におけるエンジニアの採用および育成に取り組んでまいりました。また、ビジネスパートナー各社との連携強化による外部リソース活用の拡大に積極的に取り組みました。

これらの結果、当セグメントの売上高は12,958,462千円（前連結会計年度比20.0%増）、セグメント利益は641,080千円（前連結会計年度比28.1%減）となりました。

(デジタルトランスフォーメーション事業)

デジタルトランスフォーメーション事業においては、Salesforceの定着化支援を軸としたカスタマーサクセスソリューション事業のほかクラウドシステムの構築や運用、企業の情報資産を保護するサイバーセキュリティ等の先端技術を用いたサービスを提供しております。

当連結会計年度において、カスタマーサクセスソリューション事業では、新規顧客開拓に注力したほか、これまで以上の積極的な人材採用や社内エンジニアのDXシフトを強化することにより、Salesforceエンジニアの育成・創出に取り組みました。NTTデータ社およびりそなホールディングス社とのアライアンスにより、更なる新規顧客拡大を加速させてまいります。

Salesforce定着化支援を行っているカスタマーサクセスソリューション事業を分割し(決議日:2022年8月26日、効力発生日:2022年12月1日)、連結子会社である株式会社セラクE C A(株式会社セラクC C Cに商号変更)に承継させることにいたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は4,024,308千円(前連結会計年度比8.9%増)、セグメント利益は312,158千円(前連結会計年度比29.5%減)となりました。

(みどりクラウド事業)

みどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスを展開しております。

当連結会計年度において、プラットフォームサービスでは販売代理店とのアライアンス強化を図り、ソリューションサービスにおいては今後の事業拡大に向け、開発体制の強化に注力いたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は340,590千円(前年同期比12.2%増)、セグメント損失は63,362千円(前連結会計年度はセグメント損失24,299千円)となりました。

(機械設計エンジニアリング事業)

機械設計エンジニアリング事業においては、連結子会社である株式会社ピースエンジニアリングでの3DCAD分野の技術提供、機械・金型などの受託設計サービス、実験や性能検査などの品質管理に関わる技術を提供しておりますが、新たな技術提供の領域として、通信建設や情報通信のサービスも拡大いたしました。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市況の影響はあるものの、徐々にニーズの回復がみられ、稼働率が向上したこと、新しい技術領域での案件獲得が図られたことにより、売上は堅調に推移いたしました。引き続き、各領域での案件獲得が期待されることから、企業規模拡大に向け積極的に採用及び育成に取り組んでまいります。

これらの結果、当セグメントの売上高は565,334千円(前連結会計年度比19.6%増)、セグメント利益は641千円(前連結会計年度比98.7%減)となりました。

(その他事業)

その他事業においては、連結子会社である株式会社セラクC C Cでの有料職業紹介・人材派遣・IT技術教育講座等のサービスを提供しております。

当連結会計年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市況の悪化が続いていることから、当社グループにおける今後の方針について、検討を進めてまいります。

これらの結果、当セグメントの売上高はありませんでした(前連結会計年度は2,835千円)。セグメント損失は3,855千円(前連結会計年度はセグメント損失1,872千円)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、資金という)の残高は、5,608,159千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、704,481千円(前連結会計年度は1,467,861千円の収入)となりました。

主な要因は、法人税等の支払額662,051千円、売上債権の増加額515,633千円等の資金の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益1,423,146千円、賞与引当金の増加額155,135千円、未払消費税等の増加額93,457千円、未払金の増加額62,757千円、仕入債務の増加額48,513千円、減価償却費47,725千円を計上したこと等の資金の増加要因が生じたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、176,949千円(前連結会計年度は186,333千円の使用)となりました。

主な要因は、保険積立金の積立による支出83,602千円、有形固定資産の取得による支出65,078千円、敷金及び保証金の差入による支出28,900千円等の資金の減少要因が生じたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、328,880千円(前連結会計年度は154,674千円の使用)となりました。

主な要因は、長期借入金の返済による支出255,570千円、配当金の支払額77,730千円等の資金の減少要因が生じたことによるものであります。

生産、受注及び販売の状況

(a) 生産実績

当社グループは受注生産を一部行っておりますが、事業内容が多岐にわたっており、受注生産の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(b) 受注実績

当社グループは受注開発を一部行っておりますが、事業内容が多岐にわたっており、受注開発の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(c) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	前連結会計年度比(%)
システムインテグレーション事業(千円)	12,958,462	20.0
デジタルトランスフォーメーション事業(千円)	4,024,308	8.9
みどりクラウド事業(千円)	340,590	12.2
機械設計エンジニアリング事業(千円)	565,334	19.6
その他事業(千円)	-	100.0
調整額(千円)	29,594	-
合計	17,859,101	17.0

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたり必要となる見積りに関しては、過去の実績等を勘案し合理的と判断される基準に基づいて行っております。なお、連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による会計上の見積りへの影響については、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項(追加情報)」に記載しております。

財政状態の分析

(a) 資産

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末と比べ889,747千円増加し9,620,428千円となりました。これは主に、仕掛品が21,499千円減少したものの、売掛金及び契約資産（前連結会計年度は「受取手形及び売掛金」）が515,633千円、現金及び預金が200,852千円、保険積立金が83,602千円、流動資産「その他」が56,223千円、繰延税金資産が52,146千円増加したことなどによるものであります。

(b) 負債

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ13,116千円減少し4,101,275千円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が344,430千円、賞与引当金が155,135千円、未払消費税等が93,457千円、流動負債「その他」が64,269千円、未払金が49,561千円、買掛金が48,513千円増加したものの、長期借入金600,000千円、未払法人税等が153,037千円減少したことなどによるものであります。

(c) 純資産

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ902,864千円増加し5,519,152千円となりました。これは主に、利益剰余金が894,566千円増加したことによるものであります。

経営成績の分析

(a) 売上高

売上高については17,859,101千円（前連結会計年度比17.0%増）となりました。これは主に、引き続き堅調な市況感での技術者並びに受注案件の増加によるものであります。

(b) 売上原価

売上原価については13,954,524千円（前連結会計年度比20.3%増）となりました。これは主に、売上高の増加によるものであります。

この結果、売上総利益は3,904,576千円（前連結会計年度比6.5%増）となりました。

(c) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費については3,017,913千円（前連結会計年度比30.6%増）となりました。これは主に、販売費や人件費の増加によるものであります。

この結果、販売費及び一般管理費は増加した一方、採用効率化やキャリア支援が一定の成果を上げたため、営業利益は886,662千円（前連結会計年度比34.6%減）となりました。

(d) 営業外損益

営業外損益については、営業外収益が550,871千円（前連結会計年度比13.7%増）、営業外費用が3,512千円（前連結会計年度比13.1%減）となりました。

この結果、経常利益は1,434,021千円（前連結会計年度比21.9%減）となりました。

(e) 特別損益

特別損益については、特別損失が11,318千円となりました。これは主に、投資有価証券評価損10,711千円が発生したことによるものであります。

この結果、税金等調整前当期純利益は1,423,146千円（前連結会計年度比21.8%減）となりました。

(f) 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等合計は、法人税、住民税及び事業税を513,264千円、法人税等調整額を56,276千円計上し456,987千円となりました。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は966,159千円（前連結会計年度比22.1%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）の残高は、5,608,159千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、704,481千円（前連結会計年度は1,467,861千円の収入）となりました。

主な要因は、法人税等の支払額662,051千円、売上債権の増加額515,633千円等の資金の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益1,423,146千円、賞与引当金の増加額155,135千円、未払消費税等の増加額93,457千円、未払金の増加額62,757千円、仕入債務の増加額48,513千円、減価償却費47,725千円を計上したこと等の資金の増加要因が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、176,949千円（前連結会計年度は186,333千円の使用）となりました。

主な要因は、保険積立金の積立による支出83,602千円、有形固定資産の取得による支出65,078千円、敷金及び保証金の差入による支出28,900千円等の資金の減少要因が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、328,880千円（前連結会計年度は154,674千円の使用）となりました。

主な要因は、長期借入金の返済による支出255,570千円、配当金の支払額77,730千円等の資金の減少要因が生じたことによるものであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、今後も更なる収益基盤の安定化及び持続的な成長を図るためには、収益源の多様化を実現する必要があると考えており、自社による新規事業の創出及び拡大のみならず、業務提携、M&A等の新たな事業・サービスへの提携・投資を積極的に取り組んでいく方針であります。当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための採用費、開発に係る人件費及び研究開発費であります。投資を目的とした資金需要は、主にM&A及び設備投資等によるものであります。これらの資金需要は自己資金により充当することを基本的な方針としておりますが、多額なM&A等の戦略的投資については、必要に応じて金融機関からの借入を実施いたします。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが参入している業界において、技術革新のスピードが速く、常に最先端に向けた研究開発や成長のための投資を積極的かつ継続的に行う必要があるため、事業の収益力を示す売上高経常利益率を中長期的な経営指標として重視しております。

経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2022年8月26日開催の取締役会において、2022年12月1日(予定)を効力発生日として、当社におけるSalesforce定着化支援を行っているカスタマーサクセスソリューション事業（以下「CSS事業」という）を分割し、当社の完全子会社である株式会社セラクCCCに承継させることを決議し、吸収分割契約を締結いたしました。吸収分割の概要は次のとおりであります。

1. 当該吸収分割の目的

企業のIT投資が「システムの構築」から「システムの活用と成果拡大」に移行する中、クラウドシステムの運用・定着化という新しい市場の成長性が非常に高まっております。

そこで、セラクグループにおけるDX領域の成長を更に加速させるため、CSS事業を当社から分離・独立事業化し、子会社における意思決定及び事業展開を加速することで、事業規模の拡大に迅速に対応し、顧客・社会への貢献を最大化させるべく事業成長を図ってまいります。

2. 当該組織再編の要旨

(1) 当該組織再編の日程

吸収分割契約承認取締役会決議日：2022年8月26日
 吸収分割契約締結日：2022年8月26日
 吸収分割効力発生日：2022年12月1日（予定）

（注）本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、当社における吸収分割契約に関する株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

(2) 当該組織再編の方式

当社を分割会社とし、株式会社セラクCCCを承継会社とする簡易吸収分割です。

(3) 当該組織再編に係る割当ての内容

本吸収分割に際して、株式会社セラクCCCから当社への株式の割当てその他対価の交付はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の新株予約権の取扱いについて、本吸収分割による変更はありません。

なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本吸収分割に際して当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、分割期日における当社のCSS事業及びこれに関連附随する事業に関わる資産および負債等のうち、事業遂行に必要と判断されるものを当社から承継する予定です。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割後において、承継会社の債務履行の見込みは問題ないものと判断しております。

分割当事会社の概要

	分割会社 (2022年8月31日現在)	承継会社 (2022年8月31日現在)
(1) 名称	株式会社セラク	株式会社セラクCCC
(2) 所在地	東京都新宿区西新宿7丁目5番25号	東京都新宿区西新宿7丁目5番25号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 宮崎 龍己	代表取締役 宮崎 龍己
(4) 事業内容	ITソリューション提供事業、IT技術支援事業、ITエンジニア常駐支援事業などのIT関連事業	クラウドシステムの運用・定着化支援事業などのIT関連事業
(5) 資本金	306百万円	100百万円
(6) 設立年月日	1987年12月	2018年9月
(7) 発行済株式数	13,954,000株	2,000株
(8) 決算期	8月31日	8月31日
(9) 大株主及び持株比率	宮崎 龍己 42.15% 宮崎 浩美 8.43% 株式会社宮崎 6.82%	株式会社セラク 100.00%
	2022年8月期(連結)	2022年8月期(単体)
純資産	5,519,152千円	55,871千円
総資産	9,620,428千円	56,080千円
1株当たり純資産	395.18円	27,935.80円
売上高	17,859,101千円	-
営業利益または営業損失()	886,662千円	3,855千円
経常利益または経常損失()	1,434,021千円	3,851千円
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失()	966,159千円	4,031千円
1株当たり当期純利益または当期純損失()	69.36円	2,015.64円

3. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容
クラウドシステム運用・定着化支援事業

(2) 承継する部門の経営成績(2022年8月期)
承継する部門の売上高1,652百万円

(3) 承継する資産、負債の項目および金額(2022年8月31日現在)

(単位:百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	220	流動負債	215
固定資産	0	固定負債	4
合計	220	合計	219

(注) 上記金額は2022年8月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際の金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した金額となります。

4. 会社分割後の当社の状況

(1) 商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期
本吸収分割による変更はありません。

(2) 今後の見通し

本吸収分割は、当社と当社の完全子会社との間で行われるため、本吸収分割が当社連結業績に与える影響は軽微であります。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は23,773千円であり、その主な内容は以下のとおりであります。

[デジタルトランスフォーメーション事業]

クラウド型デジタルヘルスケアサービス「バイタルプログラム」の事業化に向けた新規事業の開発に営んでおります。

[みどりクラウド事業]

スマート農業分野における食農データプラットフォーム構築、AIを用いた青果物の市場予測及び奥出雲農業IT研究所における仁多米生産技術の標準化に向けた実証を行っております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度におきましては、事業規模の拡大及び経営効率化の観点から、総額51,882千円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、大阪支社及び名古屋支社オフィス内装工事及び増床に伴う建物並びに工具、器具及び備品として33,811千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	工具、 器具 及び備品	車両 運搬具	リース 資産	ソフト ウェア		合計
本社 (東京都新宿区)	全事業、全社	オフィス	108,355	29,358	6,610	1,979	620	146,924	2,003
札幌支社 (北海道札幌市中央区)	全事業	オフィス	0	0	-	-	-	0	22
横浜支社 (神奈川県横浜市神奈川区)	全事業	オフィス	6,789	66	-	-	-	6,856	316
名古屋支社 (愛知県名古屋市中村区)	全事業	オフィス	14,622	1,221	-	-	-	15,844	281
大阪支社 (大阪府大阪市西区)	全事業	オフィス	21,040	9,058	-	-	-	30,098	456
福岡支社 (福岡県福岡市博多区)	全事業	オフィス	4,981	177	-	-	-	5,159	176
南島原農業IT 研究所 (長崎県南島原市)	全事業	オフィス	1,931	95	-	-	-	2,026	2

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記事業所の年間賃借料は合計265,710千円であります。
3. 従業員数は、就業従業員数であります。

(2) 国内子会社

2022年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	工具、 器具 及び備品	車両 運搬具	リース 資産	ソフト ウェア	合計	
株式会社ピー ズエンジニア リング (東京都新宿 区)	機械設計エ ンジニアリ ング	オフィス	950	0	-	0	658	1,608	117

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記事業所の年間賃借料は合計3,582千円であります。
3. 従業員数は、就業従業員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,376,000
計	49,376,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年11月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,954,000	13,954,000	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	13,954,000	13,954,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（2014年8月22日開催臨時株主総会決議）

決議年月日	2014年8月22日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員48
新株予約権の数（個）	106（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 42,400（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	45（注）2、3
新株予約権の行使期間	2016年8月29日から 2022年12月31日まで （注）5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 45（注）3 資本組入額 22.5（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2022年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 2016年4月30日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を、また、2017年3月1日付けで普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の20%又は2個のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。

新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合において、下記(a)から(c)に掲げる各条件を充たしたときは、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数又は記載された個数のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。

 - (a) 2014年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の50%又は4個まで
 - (b) 2014年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の75%又は6個まで
 - (c) 2014年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 2018年11月22日開催の定時株主総会において、行使期間を「2016年8月29日から2021年8月28日まで」から「2016年8月29日から2022年12月31日まで」に変更しております。
6. 2018年11月22日開催の定時株主総会において、権利行使条件期間を「2014年8月期乃至2020年8月期」から「2014年8月期乃至2022年8月期」に変更しております。

第4回新株予約権（2014年12月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	2014年12月25日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 2
新株予約権の数（個）	23（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 9,200（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	138（注）2、3
新株予約権の行使期間	2016年12月26日から 2022年12月31日まで （注）5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 138（注）3 資本組入額 69（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2022年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3．2016年4月30日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を、また、2017年3月1日付けで普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の20%又は2個のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。

新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合において、下記(a)から(c)に掲げる各条件を充たしたときは、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数又は記載された個数のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。

- (a) 2015年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の50%又は4個まで
- (b) 2015年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の75%又は6個まで
- (c) 2015年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5. 2018年11月22日開催の定時株主総会において、行使期間を「2016年12月26日から2021年12月25日まで」から「2016年12月26日から2022年12月31日まで」に変更しております。
- 6. 2018年11月22日開催の定時株主総会において、権利行使条件期間を「2014年8月期乃至2020年8月期」から「2014年8月期乃至2022年8月期」に変更しております。

第5回新株予約権（2018年2月15日臨時取締役会決議）

決議年月日	2018年2月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1 当社従業員62
新株予約権の数（個）	1,063（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 106,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	690（注）2
新株予約権の行使期間	2020年3月1日から 2026年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 690円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2022年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができます。

- (a) 2019年8月期から2025年8月期までのいずれかの期における売上高200億円、かつ、経常利益20億円を達成した場合：行使可能割合 30%
- (b) 2019年8月期から2025年8月期までのいずれかの期における売上高300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：行使可能割合 50%
- (c) 2019年8月期から2025年8月期までのいずれかの期における売上高500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：行使可能割合 100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

上記にかかわらず、2018年8月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅します。

上記及びに關する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2018年2月14日）での東京証券取引所における当社株価の終値である690円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2020年3月1日から2026年2月28日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)1に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- b. 新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。
- c. 新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
- d. 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第6回新株予約権（2019年2月14日臨時取締役会決議）

決議年月日	2019年2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員25、子会社取締役1、子会社従業員3
新株予約権の数（個）	515（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	51,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	607（注）2
新株予約権の行使期間	2021年3月1日から2027年2月28日まで （ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 607円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2022年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

- (a) 2020年8月期から2026年8月期までのいずれかの期における売上高が200億円、かつ、経常利益20億円を達成した場合：行使可能割合 30%
- (b) 2020年8月期から2026年8月期までのいずれかの期における売上高が300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：行使可能割合 50%
- (c) 2020年8月期から2026年8月期までのいずれかの期における売上高が500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：行使可能割合 100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記にかかわらず、2019年8月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

上記及びに關する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2019年2月13日）での東京証券取引所における当社株価の終値である607円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2021年3月1日から2027年2月28日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)1に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- 新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。
- 新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
- 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第7回新株予約権（2020年8月6日臨時取締役会決議）

決議年月日	2020年8月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3、当社従業員44、子会社従業員9
新株予約権の数（個）	1,615 [1,605]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	161,500 [160,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,188（注）2
新株予約権の行使期間	2022年9月1日から2028年8月31日まで （ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2022年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

- (a) 2021年8月期から2027年8月期までのいずれかの期における売上高が200億円、かつ、経常利益20億円を達成した場合：行使可能割合 30%
- (b) 2021年8月期から2027年8月期までのいずれかの期における売上高が300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：行使可能割合 50%
- (c) 2021年8月期から2027年8月期までのいずれかの期における売上高が500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：行使可能割合 100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記にかかわらず、2020年8月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかるとの当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかるとの当社の有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

上記及びに關する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2020年8月5日）での東京証券取引所における当社株価の終値である1,188円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2022年9月1日から2028年8月31日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)1に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- b. 新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。
- c. 新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
- d. 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第8回新株予約権（2022年2月15日臨時取締役会決議）

決議年月日	2022年2月15日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員54、子会社従業員 3
新株予約権の数（個）	1,025 [975]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	102,500 [97,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,179（注）2
新株予約権の行使期間	2024年3月1日から2030年2月28日まで （ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,179円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2022年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

- (a)2023年8月期から2029年8月期までのいずれかの期における売上高が300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合： 行使可能割合 30%
- (b)2023年8月期から2029年8月期までのいずれかの期における売上高が400億円、かつ、経常利益40億円を達成した場合： 行使可能割合 50%
- (c)2023年8月期から2029年8月期までのいずれかの期における売上高が500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合： 行使可能割合 100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記にかかわらず、2022年8月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

上記及び に関する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2022年2月14日）での東京証券取引所における当社株価の終値である1,297円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2024年3月1日から2030年2月28日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)1に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- b. 新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。
- c. 新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
- d. 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年7月31日 (注)1	10,000	13,734,400	225	296,399	225	208,549
2017年11月30日 (注)1	4,800	13,739,200	108	296,507	108	208,657
2018年3月31日 (注)1	20,000	13,759,200	1,287	297,794	1,287	209,944
2018年12月27日 (注)1	7,200	13,766,400	162	297,956	162	210,106
2019年6月24日 (注)1	800	13,767,200	18	297,974	18	210,124
2020年9月1日～ 2021年8月31日 (注)1	135,200	13,902,400	6,111	304,085	6,111	216,235
2021年9月1日～ 2022年8月31日 (注)1	51,600	13,954,000	2,146	306,232	2,146	218,382

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	26	42	44	11	5,775	5,909	-
所有株式数(単元)	-	16,765	3,186	11,027	3,898	21	104,564	139,461	7,900
所有株式数の割合(%)	-	12.02	2.28	7.91	2.80	0.02	74.98	100.00	-

(注) 自己株式130株は「個人その他」に1単元及び「単元未満株式の状況」に30株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
宮崎 龍己	埼玉県戸田市	5,882,000	42.15
宮崎 浩美	神奈川県横浜市西区	1,177,000	8.43
株式会社宮崎	東京都新宿区西新宿7丁目5番25号	952,000	6.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	784,400	5.62
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	576,000	4.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	160,200	1.15
セラク従業員持株会	東京都新宿区西新宿7丁目5番25号	140,400	1.01
吉野 明昭	千葉県習志野市	100,000	0.72
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4番2号	99,400	0.71
志野 文哉	神奈川県横浜市神奈川区	96,800	0.69
計	-	9,968,200	71.44

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年 8 月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,946,000	139,460	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,900	-	-
発行済株式総数	13,954,000	-	-
総株主の議決権	-	139,460	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	130	-	130	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、経営体質の強化と今後の事業展開、株主に対する利益還元を勘案して安定的に配当を行い、中期経営計画の達成状況に応じて株主への利益配当を実施していく方針であります。

「年間配当金」については、親会社株主に帰属する当期純利益から、各省庁や地方公共団体から受けとる補助金、給付金、助成金などについて税効果を調整した金額を除外した金額（調整後の親会社株主に帰属する当期純利益（連結））を基準に「業績連動配当」を算出し、「安定配当」（5.6円）と合算したものをベースに利益配当を実施してまいります。

また、内部留保資金の用途につきましては、運転資金及び設備投資などに充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めてまいります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第35期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針に基づいて、期末配当金として1株当たり8円60銭といたしました。

第35期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年11月25日 定時株主総会決議	120,003	8.60

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

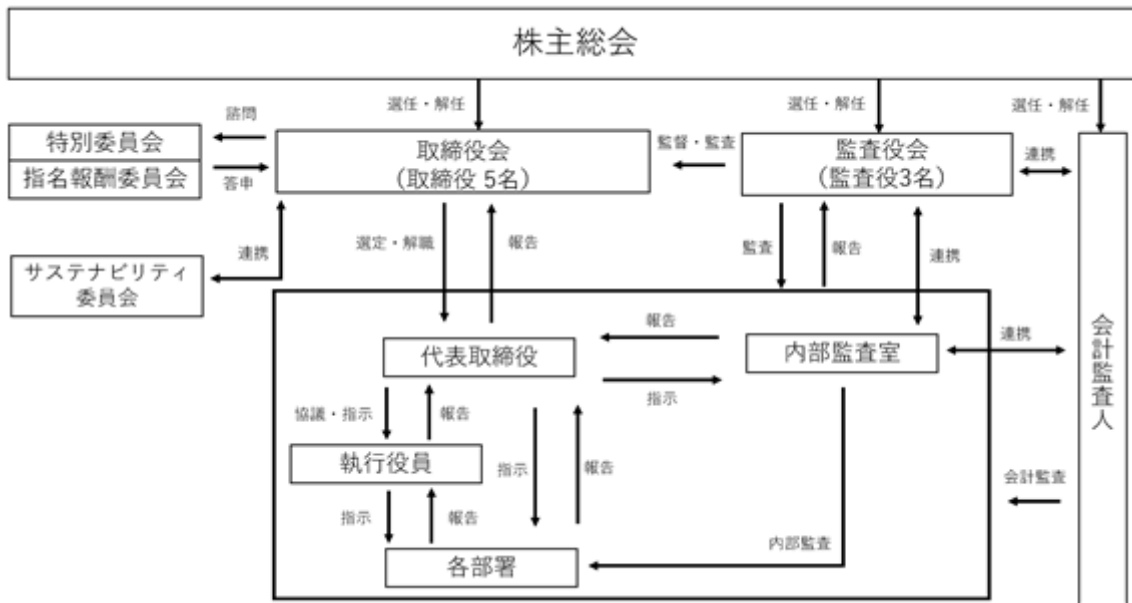
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びにコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。こうした取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a)企業統治の体制の概要

会社の機関及び内部統制等の概要は、以下のとおりであります。



(取締役会)

当社取締役会は、取締役5名により構成され、うち2名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

なお、定款上において、当社の取締役は7名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと及び累積投票によらないものとするとしております。

議長：代表取締役 宮崎龍己

構成員：専務取締役 宮崎浩美

常務取締役 小関智春、社外取締役 西村光治、社外取締役 山崎直昭

常勤監査役 吉本寿樹、社外監査役 芹沢俊太郎、社外監査役 勝呂和之

(監査役会)

当社監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されております。監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。

なお、定款上において、当社の監査役は3名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

議長：常勤監査役 吉本寿樹

構成員：社外監査役 芹沢俊太郎、社外監査役 勝呂和之

(b)当該体制を採用する理由

当社グループはコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、現在の体制が経営の公正・透明性を維持、向上させるために最適と判断し、本体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備、リスク管理体制の整備及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況
当社は、下記のとおり「内部統制基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

イ．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a．当社は、法令・定款及び社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款及び社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員はこれに従い職務を執行する。
- b．当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役及び従業員に対する教育、管理監督を行う。
- c．当社は、法令・社会規範及び社内規程などの違反行為などの早期発見・是正を目的として、「内部通報制度（公益通報者保護規程）」を設け、効果的な運用を図る。
- d．反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。
- e．コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a．株主総会、取締役会などの議事録及び社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令及び「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。
- b．取締役及び監査役は各部門が保存及び管理する情報を常時直接閲覧・謄写又は複写することができる。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a．当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

- 二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a．経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に1回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。
 - b．職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会及び幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ホ．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a．子会社の管理責任は事業を所管する事業部長が負い、事業部長が指名する者が子会社を管理する。
 - b．子会社の代表は、所管する事業部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報を共有し連携を図る。
 - c．子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表もしくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。
 - d．子会社の代表及び管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管事業部長へ報告する。
 - e．子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する事業部長及び常勤監査役に報告する。
- ヘ．当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項
- a．監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。
- ト．監査役を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項
- a．監査役を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議の上実施する。
- チ．監査役を補助する従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a．当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。
- リ．当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- a．当社グループの取締役及び従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
 - 1) 当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項
 - 2) その他、当社グループの信用及び業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 3) 重要な訴訟・係争事項
 - 4) 社内規程の違反で重大な事項
 - 5) その他、上記に準じる事項
 - b．当社グループの取締役及び従業員は、前項に定める事項及び内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。
 - c．監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役及び従業員などに対して報告を求める。
- ヌ．監査役への報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a．監査役に報告・相談を行った取締役及び従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。
- ル．会社の監査役を執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- a．取締役は、監査役を執行に協力し監査の実効性を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役を執行に係る費用等の支払いを行う。

- ワ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a．取締役は「監査役監査規程」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
 - b．監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
 - c．監査役は、取締役及び従業員に対し、随時必要に応じ監査への協力を求めることができる。
 - d．監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
 - e．監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議のほか、全ての会議又は委員会等に出席し報告を受けることができる。
 - f．取締役及び従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。
 - g．当社グループの取締役及び従業員は、当社又は子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
 - h．監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。
 - i．取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - j．監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役及び取締役会による業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取り組んでおります。

また、当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入し、取締役会において重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役及び監査役（当連結会計年度中に在籍していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役の定数及び選任決議

当社の取締役は7名以内とする旨、定款に定めております。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨、定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ．自己株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	宮崎 龍己	1957年2月26日生	1980年4月 1981年12月 1984年2月 1987年12月 (主要な兼職)	株式会社マーク 入社 米国クイーンズ大学 留学 株式会社マーク 復職 当社設立、代表取締役(現任) 株式会社セラクCCC 代表取締役 株式会社宮崎 代表取締役	(注)4	5,882,000
専務取締役 執行役員 システムインテグ レーション本部長 (注)1	宮崎 浩美	1962年6月5日生	1987年4月 1994年8月 1994年10月 2007年1月 2013年1月 2014年10月 2016年9月 2019年9月 2020年9月 (主要な兼職)	東ソー株式会社 入社 当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社専務取締役執行役員経営管理本部長 当社専務取締役執行役員ITビジネスイノ ベーション本部長 当社専務取締役執行役員トランスフォー メーション本部長 当社専務取締役執行役員システムインテグ レーション本部長(現任) 株式会社セラクビジネスソリューションズ 取締役 株式会社セラクCCC 取締役	(注)4	1,177,000
常務取締役 執行役員 経営管理本部長	小関 智春	1975年6月24日生	1999年4月 2000年3月 2003年4月 2007年7月 2014年10月 2016年9月 2020年9月 (主要な兼職)	株式会社グローアップ 入社 当社入社 ネットワークソリューション事業部長 当社取締役 当社取締役執行役員技術本部長 当社取締役執行役員経営管理本部長 当社常務取締役執行役員経営管理本部長 (現任) 株式会社セラクビジネスソリューションズ 代表取締役	(注)4	55,200
取締役 (注)2	西村 光治	1965年10月6日生	1992年4月 2007年6月 2014年12月 2015年3月 2015年6月 (主要な兼職)	弁護士登録 東京弁護士会 入会 弁護士法人 松尾綜合法律事務所 入所(現 任) 日本パーカライジング株式会社 監査役 当社 社外取締役(現任) カンロ株式会社 社外監査役 日本パーカライジング株式会社 社外取締役 弁護士法人 松尾綜合法律事務所 弁護士	(注)4	-
取締役 (注)2	山崎 直昭	1948年7月11日生	1972年4月 2005年6月 2007年6月 2013年6月 2014年6月 2020年5月 2021年3月 2021年11月	農林中央金庫 入庫 同庫 専務理事 協同乳業株式会社 代表取締役社長 協同乳業株式会社 取締役会長 名糖運輸株式会社 取締役会長 当社顧問 当社顧問(退任) 当社 社外取締役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	吉本 寿樹	1974年 1月 5日生	1996年 4月 2001年 3月 2004年10月 2006年 3月 2008年 1月 2012年 9月 2014年12月 (主要な兼職)	第二電電株式会社 (現・KDDI株式会社)入社 NTTコミュニケーションズ株式会社 入社 株式会社ザイマックスウェイヴ 入社 当社入社 当社経営企画室長 当社法務部長 当社監査役(現任) 株式会社セラクビジネスソリューションズ 監査役 株式会社セラクCCC 監査役	(注) 5	10,000
監査役 (注) 3	芹沢 俊太郎	1976年 3月19日生	1999年10月 2003年 4月 2007年 1月 2007年 6月 2007年12月 2008年11月 2013年11月 (主要な兼職)	朝日監査法人 (現・有限責任あずさ監査法人)入所 公認会計士登録 芹沢公認会計士事務所開業 税理士登録 当社 社外監査役(現任) みさき監査法人設立 統括代表社員(現任) TRAD税理士法人設立 代表社員(現任) みさき監査法人 統括代表社員 TRAD税理士法人 代表社員	(注) 5	-
監査役 (注) 3	勝呂 和之	1959年11月29日生	1989年 9月 1992年12月 1994年 9月 2004年 3月 2015年11月 (主要な兼職)	柏谷道正公認会計士事務所 入所 税理士登録 勝呂会計事務所開業(現任) コンフィアンス税理士法人設立 代表社員 (現任) 当社 社外監査役(現任) 勝呂会計事務所 所長 コンフィアンス税理士法人 代表社員	(注) 5	-
計						7,124,200

- (注) 1. 専務取締役 宮崎浩美は、代表取締役 宮崎龍己の弟であります。
2. 取締役 西村光治、山崎直昭は、社外取締役であります。
3. 監査役 芹沢俊太郎、勝呂和之は、社外監査役であります。
4. 2021年11月25日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2019年11月22日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、システムインテグレーション本部長 宮崎浩美、経営管理本部長 小関智春、デジタルトランスフォーメーション本部長 米谷信吾で構成されております。

社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社は社外取締役として西村光治、山崎直昭、社外監査役として、芹沢俊太郎、勝呂和之を選任しております。

当社と社外取締役との間には、人的・資本的关系、取引関係及びその他利害関係はありません。当社が社外取締役に期待する機能及び役割につきましては、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識を有している、若しくは弁護士の資格を有し会社法務等の専門的な知見等を有する社外取締役を選任することにより、中立的な立場から当社の経営に有益な助言を頂くことであります。西村光治は弁護士資格、山崎直昭は企業経営の見識を有しております。

また、当社と社外監査役との間には、人的・資本的关系、取引関係及びその他利害関係はありません。当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有し会社財務等の専門的な知見等を有する社外監査役を選任することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することであります。芹沢俊太郎は公認会計士、勝呂和之は税理士資格を有しております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、常勤監査役1名及び社外監査役2名の3名体制であります。社外監査役2名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する会計士及び税理士であります。

当社の監査役会は、監査の体制及び方法について監査役会規程及び監査役監査規程を制定しており、常勤監査役が社外監査役と連携し、業務監査及び会計監査を実施しております。2022年8月期における開催回数は合計13回であり、出席率はいずれの監査役とも100%であります。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要な書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行う他、内部監査部門及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを設けておりませんが、適宜管理部の担当者が事務局機能を代行しております。監査役監査を実施する手続は、監査役監査の年間計画を策定し、計画書に基づいて監査を実施します。監査の結果、改善事項が検出された場合、監査役間で意見交換を行い、取締役会で改善勧告を行います。その結果を受けて、フォローアップ監査を実施しております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を1名配属しております。内部監査室は、内部監査の年間計画を策定し、代表取締役からこの計画書について承認を受け、内部監査の実施に先立ち、監査対象部門へ監査実施通知書を送付し、内部監査を行っております。内部監査の結果については、代表取締役へ内部監査報告書を提出することにより、報告を行っております。内部監査の結果、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施します。

また、必要に応じて監査役と意見交換を行い適宜対応しております。加えて、内部監査室及び監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(b) 継続監査期間

9年

(c) 業務を遂行した公認会計士

指定期限責任社員 業務執行社員 廣田剛樹

指定期限責任社員 業務執行社員 吉川高史

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他15名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の品質管理体制、独立性、監査計画、監査体制、審査体制、監査の実施状況、監査報酬等の要素を個別に吟味したうえで総合的に判断し、会計監査人を選定しております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定を受け、取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に附議します。

当該方針に照らし、これらの要素を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することに問題はないと判断しております。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、年間監査活動を通して従前から適正に行われていることを確認しております。また、監査役及び監査役会は、会計監査人の再任に際して、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づく確認を行い、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、再任の適否について決定しております。

監査報酬の内容等

(a) 公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,000	-	30,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	30,000	-	30,000	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く)

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 報酬の構成

当社は、株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内において決定しております。取締役の報酬等の額については、固定報酬のみにより構成しております。

(b) 報酬の上限額

当社は、役員報酬等の上限額を定時株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、2015年11月26日の定時株主総会決議により、役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。

なお、これらの決議に基づく報酬等の支給の対象となる役員は、本書提出時点において取締役5名、監査役3名であります。

役員報酬限度額 取締役 240,000千円（2015年11月26日の定時株主総会で決議）
（1事業年度） 監査役 20,000千円（2015年11月26日の定時株主総会で決議）

(c) 個別報酬額の決定手続

当社は、各取締役に支給する基本報酬の額ならびに賞与の個人別の業績評価及び額については、取締役会決議内容に基づき代表取締役社長宮崎龍己にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定することを基本方針としております。

個別報酬額については、上記方針に基づき、代表取締役社長に一任する旨を取締役会で決議しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

監査役報酬については、会社法第387条第2項の規定に基づき、監査役の協議により決定しております。

固定報酬： 業績並びに各人の業績貢献度、役割遂行度等を総合的に勘案して決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	79,404	79,404	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	8,604	8,604	-	-	1
社外取締役	7,200	7,200	-	-	3
社外監査役	6,600	6,600	-	-	2

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上の役員が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役の報酬等の額の決定過程においては、取締役会により委任された代表取締役社長宮崎龍己は経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して策定した素案に基づき、事前協議会の審議を経て監査役が参加する取締役会で決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上重要な取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、資本コスト等を踏まえ当社グループの中長期的な企業価値の向上を目的として、係る取引先の株式を政策的に保有しております。

政策保有株式については、取締役会で検証しており、政策保有先ごとに中長期的な経済合理性や当社グループの事業戦略等の観点から中長期的な企業価値の向上という目的に資するかどうかを総合的に判断し、保有意義の薄れた株式については、政策保有先の状況等を勘案したうえで売却を進めるものとしております。

また、議決権行使につきましては、議案の内容を精査し企業価値向上を期待できるかなど総合的に判断しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	18,226
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	12,000	りそなホールディングス社設立のDX支援子会社へ出資し、合併事業へ参加
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年9月1日から2022年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年9月1日から2022年8月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、経理・財務等に関するセミナーに参加するとともに、社内規程やマニュアルを整備し随時更新を行い、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当連結会計年度 (2022年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,458,007	5,658,860
受取手形及び売掛金	1,821,004	-
売掛金及び契約資産	-	1,233,637
仕掛品	50,805	29,306
原材料	44,965	56,714
その他	123,989	180,212
貸倒引当金	2,640	1,655
流動資産合計	7,496,131	8,260,076
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,155,617	2,158,670
工具、器具及び備品(純額)	2,41,651	2,40,058
その他	2,2,621	2,8,590
有形固定資産合計	199,891	207,318
無形固定資産		
のれん	15,968	6,843
ソフトウェア	4,487	1,279
その他	1,729	1,662
無形固定資産合計	22,185	9,785
投資その他の資産		
投資有価証券	118,454	118,340
繰延税金資産	397,232	449,378
敷金及び保証金	232,343	241,783
保険積立金	208,688	292,290
その他	55,755	41,454
投資その他の資産合計	1,012,473	1,143,248
固定資産合計	1,234,549	1,360,352
資産合計	8,730,681	9,620,428

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当連結会計年度 (2022年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	111,077	159,590
1年内返済予定の長期借入金	255,570	600,000
未払金	1,201,641	1,251,202
未払法人税等	397,595	244,557
未払消費税等	315,362	408,820
賞与引当金	757,781	912,916
受注損失引当金	9,379	896
その他	186,645	3 250,915
流動負債合計	3,235,052	3,828,899
固定負債		
長期借入金	750,000	150,000
退職給付に係る負債	127,163	113,074
その他	2,177	9,302
固定負債合計	879,340	272,376
負債合計	4,114,392	4,101,275
純資産の部		
株主資本		
資本金	304,085	306,232
資本剰余金	501,835	503,982
利益剰余金	3,805,677	4,700,243
自己株式	199	199
株主資本合計	4,611,398	5,510,259
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,051	79
退職給付に係る調整累計額	163	3,908
その他の包括利益累計額合計	888	3,987
新株予約権	4,001	4,906
純資産合計	4,616,288	5,519,152
負債純資産合計	8,730,681	9,620,428

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
売上高	15,263,442	17,859,101
売上原価	11,596,130	13,954,524
売上総利益	3,667,311	3,904,576
販売費及び一般管理費	2,311,097	3,017,913
営業利益	1,356,213	886,662
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,619	1,622
助成金収入	471,610	543,041
その他	11,301	6,207
営業外収益合計	484,531	550,871
営業外費用		
支払利息	4,039	3,512
その他	1	-
営業外費用合計	4,041	3,512
経常利益	1,836,704	1,434,021
特別利益		
新株予約権戻入益	161	443
特別利益合計	161	443
特別損失		
固定資産除却損	5,571	5,606
投資有価証券評価損	15,669	10,711
特別損失合計	16,241	11,318
税金等調整前当期純利益	1,820,624	1,423,146
法人税、住民税及び事業税	591,993	513,264
法人税等調整額	12,153	56,276
法人税等合計	579,840	456,987
当期純利益	1,240,783	966,159
親会社株主に帰属する当期純利益	1,240,783	966,159

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
当期純利益	1,240,783	966,159
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	986	972
退職給付に係る調整額	3,810	4,071
その他の包括利益合計	2,824	3,098
包括利益	1,237,959	969,257
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,237,959	969,257

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	297,974	495,724	2,628,218	62	3,421,855
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	297,974	495,724	2,628,218	62	3,421,855
当期変動額					
新株の発行	6,111	6,111			12,222
剰余金の配当			63,325		63,325
親会社株主に帰属する当期純利益			1,240,783		1,240,783
自己株式の取得				137	137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6,111	6,111	1,177,458	137	1,189,543
当期末残高	304,085	501,835	3,805,677	199	4,611,398

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	65	3,647	3,712	4,162	3,429,730
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	65	3,647	3,712	4,162	3,429,730
当期変動額					
新株の発行					12,222
剰余金の配当					63,325
親会社株主に帰属する当期純利益					1,240,783
自己株式の取得					137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	986	3,810	2,824	161	2,985
当期変動額合計	986	3,810	2,824	161	1,186,557
当期末残高	1,051	163	888	4,001	4,616,288

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	304,085	501,835	3,805,677	199	4,611,398
会計方針の変更による累積的影響額			6,260		6,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	304,085	501,835	3,811,937	199	4,617,659
当期変動額					
新株の発行	2,146	2,146			4,293
剰余金の配当			77,852		77,852
親会社株主に帰属する当期純利益			966,159		966,159
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,146	2,146	888,306	-	892,599
当期末残高	306,232	503,982	4,700,243	199	5,510,259

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,051	163	888	4,001	4,616,288
会計方針の変更による累積的影響額					6,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,051	163	888	4,001	4,622,548
当期変動額					
新株の発行					4,293
剰余金の配当					77,852
親会社株主に帰属する当期純利益					966,159
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	972	4,071	3,098	905	4,004
当期変動額合計	972	4,071	3,098	905	896,603
当期末残高	79	3,908	3,987	4,906	5,519,152

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,820,624	1,423,146
減価償却費	31,545	47,725
のれん償却額	9,124	9,124
投資有価証券評価損益(は益)	15,669	10,711
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,483	985
賞与引当金の増減額(は減少)	117,854	155,135
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	6,737	14,088
受取利息及び受取配当金	1,619	1,622
助成金収入	471,610	543,041
支払利息	4,039	3,512
固定資産除却損	571	606
売上債権の増減額(は増加)	5,706	515,633
棚卸資産の増減額(は増加)	39,500	9,750
前払費用の増減額(は増加)	33,645	3,190
仕入債務の増減額(は減少)	53,753	48,513
未払金の増減額(は減少)	258,570	62,757
未払消費税等の増減額(は減少)	189,220	93,457
その他	9,163	39,674
小計	1,564,479	825,554
利息及び配当金の受取額	1,371	1,374
利息の支払額	4,012	3,436
助成金の受取額	471,610	543,041
法人税等の支払額	565,587	662,051
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,467,861	704,481
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	6,703	4,600
定期預金の払戻による収入	4,900	2,400
有価証券の取得による支出	-	12,000
有形固定資産の取得による支出	70,627	65,078
無形固定資産の取得による支出	-	602
敷金及び保証金の差入による支出	40,171	28,900
敷金及び保証金の回収による収入	9,870	15,435
保険積立金の積立による支出	83,602	83,602
投資活動によるキャッシュ・フロー	186,333	176,949
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	106,660	255,570
リース債務の返済による支出	450	778
配当金の支払額	59,648	77,730
新株予約権の発行による収入	-	905
新株予約権の行使による株式の発行による収入	12,222	4,293
自己株式の取得による支出	137	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	154,674	328,880
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,126,853	198,651
現金及び現金同等物の期首残高	4,282,653	5,409,507
現金及び現金同等物の期末残高	5,409,507	5,608,159

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 株式会社ピースエンジニアリング
株式会社セラクCCC

2022年8月に株式会社セラクECAは株式会社セラクCCCに社名変更を行い、2022年10月に株式会社ピースエンジニアリングは株式会社セラクビジネスソリューションズに社名変更いたしました。

(2) 非連結子会社の数

該当する会社はありません。

2 . 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当する会社はありません。

3 . 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

4 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5 . 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	4～15年

無形固定資産

定額法（リース資産を除く）

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌連結会計年度に費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

オンサイトサービス

主に派遣契約、準委任契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを行います。
派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ソリューションサービス

主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを行います。
請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。
一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。
また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。
なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

みどりクラウド事業

主にみどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスの提供を行います。
設置端末である「みどりボックス」の販売は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から顧客への引渡し完了するまでの期間が通常の期間であると考えられるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しております。
また、当社は顧客に対して施設園芸農家向け及び畜産業向けのクラウドサービスの提供を行い、製品利用料を受けとります。契約から生じる履行義務は、サービス提供期間の経過に応じて充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。
また、いずれの契約もその取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
当社の繰延税金資産（純額）	397,159	443,916

前連結会計年度における繰延税金負債と相殺前の金額は397,624円であります。

なお、前連結貸借対照表の計上額は397,232千円であります。

当連結会計年度における繰延税金負債と相殺前の金額は443,951円であります。

なお、当連結貸借対照表の計上額は449,378千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に基づく企業の分類、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等、将来の課税所得の十分性を考慮して、回収可能性があると判断した金額を繰延税金資産として計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づいて判断しており、その主要な仮定は、当社の期末における将来減算一時差異の解消見込時期であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は経営者の判断を伴うため、将来の課税所得や将来減算一時差異の解消見込時期の見積りが予想と異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表について重要な影響を与える可能性があります。

(請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益	89,004

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいない場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る案件の見積総原価を把握することが必要不可欠であります。

請負契約は仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に预见できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、案件ごとの見積総原価が変動する事があります。案件ごとの見積総原価は、主として工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、案件ごとの見積総原価の算出に用いた主要な仮定は工数（外注工数を含む）であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来において見積総原価の前提条件の変更等により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は顧客との契約の完了時に一時点で収益認識していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込んでいない場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、収益認識会計基準に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は89,004千円増加し、売上原価は63,716千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ34,311千円増加しております。また利益剰余金の当期首残高は6,260千円増加しております。また、当連結会計年度のキャッシュ・フロー計算書および1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「保険積立金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「投資その他の資産」の「その他」に表示していた264,443千円は、「保険積立金」208,688千円、「その他」55,755千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度まで投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の収入」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金の回収による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「敷金及び保証金の回収による収入」は9,870千円であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しております。

当社グループにおいては、当連結会計年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。

このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(吸収分割)

当社は、2022年8月26日開催の取締役会において、2022年12月1日(予定)を効力発生日として、当社におけるSalesforce定着化支援を行っているカスタマーサクセスソリューション事業(以下「CSS事業」という)を分割し、当社の完全子会社である株式会社セラクCCCに承継させることを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

承継先企業の名称
株式会社セラクCCC

分割する事業の内容
クラウドシステム運用・定着化支援事業

当該吸収分割を行う主な理由

企業のIT投資が「システムの構築」から「システムの活用と成果拡大」に移行する中、クラウドシステムの運用・定着化という新しい市場の成長性が非常に高まっております。そこで、セラクグループにおけるDX領域の成長を更に加速させるため、CSS事業を当社から分離・独立事業化し、子会社における意思決定及び事業展開を加速することで、事業規模の拡大に迅速に対応し、顧客・社会への貢献を最大化させるべく事業成長を図ってまいります。

当該吸収分割効力発生日(予定)
2022年12月1日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を分割会社とし、株式会社セラクCCCを承継会社とする簡易吸収分割です。

会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

(連結貸借対照表関係)

1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(3) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当連結会計年度 (2022年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	110,404千円	154,734千円

3 流動負債におけるその他のうち、契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(3) 契約資産及び契約負債等の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
	9,379千円	896千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
役員報酬	110,823千円	110,838千円
給料手当	918,827千円	1,157,129千円
賞与	96,741千円	122,320千円
賞与引当金繰入額	91,654千円	107,145千円
法定福利費	176,265千円	220,958千円
減価償却費	22,496千円	34,059千円
採用費	200,686千円	413,929千円
貸倒引当金繰入額	1,483千円	798千円

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
	26,879千円	23,773千円

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
建物	369千円	- 千円
工具、器具及び備品	202千円	124千円
ソフトウェア	- 千円	482千円
計	571千円	606千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,422	1,402
税効果調整前	1,422	1,402
税効果額	435	429
その他有価証券評価差額金	986	972
退職給付に係る調整額		
当期発生額	235	5,632
組替調整額	5,256	235
税効果調整前	5,492	5,868
税効果額	1,681	1,796
退職給付に係る調整額	3,810	4,071
その他の包括利益合計	2,824	3,098

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,767,200	135,200	-	13,902,400

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 135,200株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	62	68	-	130

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 68株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	-
	第4回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	-
	第5回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	1,078
	第6回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	540
	第7回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	2,382
合計		-	-	-	-	-	4,001

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月20日 定時株主総会	普通株式	63,328	4.60	2020年8月31日	2020年11月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77,852	5.60	2021年8月31日	2021年11月26日

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,902,400	51,600	-	13,954,000

（変動事由の概要）

新株予約権の行使による増加 51,600株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	130	-	-	130

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第3回新株予約権 （ストックオプション）	-	-	-	-	-	
	第4回新株予約権 （ストックオプション）	-	-	-	-	-	
	第5回新株予約権 （ストックオプション）	-	-	-	-	967	
	第6回新株予約権 （ストックオプション）	-	-	-	-	459	
	第7回新株予約権 （ストックオプション）	-	-	-	-	2,149	
	第8回新株予約権 （ストックオプション）	-	-	-	-	1,329	
	合計	-	-	-	-	4,906	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年11月25日 定時株主総会	普通株式	77,852	5.60	2021年8月31日	2021年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	120,003	8.60	2022年8月31日	2022年11月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
現金及び預金	5,458,007千円	5,658,860千円
預入期間が3か月を超える定期預金	48,500千円	50,701千円
現金及び現金同等物	5,409,507千円	5,608,159千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

車輛運搬具であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、格付の高い債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、当該会社の財務状況の悪化等のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で2年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、格付の高い債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、当該会社の財務状況の悪化等によるリスクに晒されておりますが、定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握し、その保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社の財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する事から、注記を省略しております。

前連結会計年度（2021年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	101,516	101,516	-
資産計	101,516	101,516	-
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,005,570	1,003,082	2,487
負債計	1,005,570	1,003,082	2,487

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する事から、注記を省略しております。

当連結会計年度（2022年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	100,114	100,114	-
資産計	100,114	100,114	-
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	750,000	748,380	1,619
負債計	750,000	748,380	1,619

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

前連結会計年度（2021年8月31日）

(単位：千円)

区分	2021年8月31日
非上場株式	
投資有価証券	16,938

(注) 市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「投資有価証券」には含めておりません。

市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

当連結会計年度（2022年8月31日）

(単位：千円)

区分	2022年8月31日
非上場株式	
投資有価証券	18,226

(注) 市場価格のない株式等は、上表の「投資有価証券」には含めておりません。

(注) 2 . 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2021年 8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,458,007	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,821,004	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券 (社債)	-	100,000	-	-
合計	7,279,011	100,000	-	-

当連結会計年度 (2022年 8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,658,860	-	-	-
売掛金	2,201,240	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券 (社債)	-	100,000	-	-
合計	7,860,100	100,000	-	-

(注) 3 . 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2021年 8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	255,570	600,000	150,000	-	-	-
合計	255,570	600,000	150,000	-	-	-

当連結会計年度 (2022年 8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	600,000	150,000	-	-	-	-
合計	600,000	150,000	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年8月31日）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	100,114	-	-	100,114
資産計	100,114	-	-	100,114

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年8月31日）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金				
（1年内返済予定を含む）	-	748,380	-	748,380
負債計	-	748,380	-	748,380

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年8月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	101,516	100,000	1,516
小計	101,516	100,000	1,516
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	101,516	100,000	1,516

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額16,938千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2022年8月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	100,114	100,000	114
小計	100,114	100,000	114
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	100,114	100,000	114

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額18,226千円)について、市場価格のない株式等は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について15,669千円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について10,711千円減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び前払退職金制度を採用しております。

なお、連結子会社が有する退職給付制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
退職給付債務の期首残高	128,871	122,134
勤務費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	235	5,632
退職給付の支払額	6,960	6,390
その他	12	48
退職給付債務の期末残高	122,134	110,062

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当連結会計年度 (2022年8月31日)
非積立型制度の退職給付債務	122,134	110,062
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122,134	110,062
退職給付に係る負債	122,134	110,062
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122,134	110,062

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
勤務費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	5,256	235
その他	12	48
確定給付制度に係る退職給付費用	5,269	186

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
数理計算上の差異	5,492	5,868
合計	5,492	5,868

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当連結会計年度 (2022年8月31日)
未認識数理計算上の差異	235	5,632
合計	235	5,632

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
割引率	0.04%	0.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	5,029	5,029
退職給付費用	-	-
退職給付の支払額	-	2,017
退職給付に係る負債の期末残高	5,029	3,012

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当連結会計年度 (2022年8月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,029	3,012
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,029	3,012
退職給付に係る負債	5,029	3,012
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,029	3,012

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 - 千円 当連結会計年度 - 千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
新株予約権戻入益	161千円	443千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2014年8月22日 (第3回新株予約権)	2014年12月25日 (第4回新株予約権)	2018年2月15日 (第5回新株予約権)	2019年2月14日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 48名	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 62名	当社従業員 25名 子会社取締役 1名 子会社従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 221,600株 (注) 1、2	普通株式 119,600株 (注) 1、2	普通株式 156,200株 (注) 1	普通株式 75,500株 (注) 1
付与日	2014年8月29日	2014年12月26日	2018年3月5日	2019年3月5日
権利確定条件	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、当社の従業員持株会に入会していることを要する。	新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、当社の従業員持株会に入会していることを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年8月29日から 2022年12月31日まで (注) 3	2016年12月26日から 2022年12月31日まで (注) 3	2020年3月1日から 2026年2月28日まで	2021年3月1日から 2027年2月28日まで

決議年月日	2020年8月6日 (第7回新株予約権)	2022年2月15日 (第8回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 44名 子会社従業員 9名	当社従業員 54名 子会社従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 184,500株 (注)1	普通株式 104,000株 (注)1
付与日	2020年8月24日	2022年3月15日
権利確定条件	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年9月1日から 2028年8月31日まで	2024年3月1日から 2030年2月28日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2016年4月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
3. 2018年11月22日開催の定時取締役会において、第3回新株予約権の行使期間を「2016年8月29日から2021年8月28日まで」から「2016年8月29日から2022年12月31日まで」及び第4回新株予約権の行使期間を「2016年12月26日から2021年12月25日まで」から「2016年12月26日から2022年12月31日まで」にそれぞれ変更しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2014年8月22日 (第3回新株予約権)	2014年12月25日 (第4回新株予約権)	2018年2月15日 (第5回新株予約権)	2019年2月14日 (第6回新株予約権)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	118,500	60,500
付与	-	-	-	-
失効	-	-	12,200	9,000
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	106,300	51,500
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	72,800	30,400	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	30,400	21,200	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	42,400	9,200	-	-

決議年月日	2020年8月6日 (第7回新株予約権)	2022年2月15日 (第8回新株予約権)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	179,000	-
付与	-	104,000
失効	17,500	1,500
権利確定	-	-
未確定残	161,500	102,500
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 2016年4月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

決議年月日	2014年8月22日 (第3回新株予約権)	2014年12月25日 (第4回新株予約権)	2018年2月15日 (第5回新株予約権)	2019年2月14日 (第6回新株予約権)
権利行使価格(円)	45	138	690	607
行使時平均株価 (円)	1,673	1,298	-	-
付与日における公正 な評価単価(円)	-	-	910	893

決議年月日	2020年8月6日 (第7回新株予約権)	2022年2月15日 (第8回新株予約権)
権利行使価格(円)	1,188	1,179
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正 な評価単価(円)	1,331	1,297

(注) 2016年4月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の1株当たりの価額を記載しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	53,479千円
(2) 当連結会計年度に権利行使された本源的価値の合計額	74,102千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当連結会計年度 (2022年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	232,377千円	279,991千円
退職給付に係る負債	39,137千円	34,743千円
未払費用	35,005千円	42,321千円
敷金及び保証金	9,034千円	10,267千円
未払事業税	23,995千円	16,123千円
投資有価証券評価損	31,875千円	35,155千円
未払事業所税	6,449千円	7,695千円
減損損失	7,308千円	4,216千円
繰越欠損金(注)	17,116千円	15,686千円
助成金収入	38,972千円	46,454千円
その他	10,618千円	7,564千円
繰延税金資産小計	451,890千円	500,220千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	17,116千円	15,686千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	37,542千円	35,156千円
評価性引当額小計	54,658千円	50,842千円
繰延税金資産合計	397,232千円	449,378千円
繰延税金資産純額	397,232千円	449,378千円

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当連結会計年度 (2022年8月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	397,232千円	449,378千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	-	17,116	17,116
評価性引当額	-	-	-	-	-	17,116	17,116
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	-	15,686	15,686
評価性引当額	-	-	-	-	-	15,686	15,686
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他	合計
	システムインテグレーション	デジタルトランスフォーメーション	みどりクラウド	機械設計エンジニアリング	計		
売上高							
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	12,206,518	3,591,081	227,623	535,739	16,560,963	-	16,560,963
一時点で移転される財又はサービス	751,944	433,226	112,967	-	1,298,137	-	1,298,137
顧客との契約から生じる収益	12,958,462	4,024,308	340,590	535,739	17,859,101	-	17,859,101
外部顧客への売上高	12,958,462	4,024,308	340,590	535,739	17,859,101	-	17,859,101

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)5. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権(売掛金)	1,807,346	2,201,240
契約資産	13,657	135,397
契約負債	35,450	70,535

契約資産は、顧客との財又は役務提供による契約について、期末日時点で未請求の対価に対する当社及び連結子会社に関するものであり、成果物の納品または検収に伴い対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、かつ取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当連結会計年度より、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「システムインテグレーション事業」、「デジタルトランスフォーメーション事業」、「機械設計エンジニアリング事業」の3事業区分から、「システムインテグレーション事業」、「デジタルトランスフォーメーション事業」、「みどりクラウド事業」、「機械設計エンジニアリング事業」の4事業区分に変更しております。

「システムインテグレーション事業」は、ITインフラ・クラウドテクノロジー、デジタルクリエイティブ・WEB運営、WEBシステム開発などのサービス提供、「デジタルトランスフォーメーション事業」は、サイバーセキュリティ、IoT・AIを用いたデータサイエンス、RPAを用いたビジネスインテリジェンスなどのサービス提供、「みどりクラウド事業」は、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」の提供、「機械設計エンジニアリング事業」は、3DCAD分野の技術提供、機械・金型など受託設計のサービス提供を主な業務としております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「システムインテグレーション事業」の売上高は71,814千円増加、セグメント利益は22,285千円増加し、「デジタルトランスフォーメーション事業」の売上高は43,690千円増加、セグメント利益は11,641千円増加しております。また、「みどりクラウド事業」及び「機械設計エンジニアリング事業」につきましては、売上高及びセグメント利益への影響は軽微であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	システム インテグ レー ション	デジタル トランス フォーメ ーション	みどりクラ ウド	機械設計 エンジニア リング	計				
売上高									
外部顧客への売上高	10,799,029	3,696,508	303,550	462,318	15,261,407	2,035	15,263,442	-	15,263,442
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	10,301	10,301	800	11,101	11,101	-
計	10,799,029	3,696,508	303,550	472,619	15,271,708	2,835	15,274,544	11,101	15,263,442
セグメント利益又はセ グメント損失()	891,101	443,008	24,299	48,276	1,358,086	1,872	1,356,213	-	1,356,213
セグメント資産	-	-	69,504	176,541	246,046	60,313	306,360	8,424,320	8,730,681
その他の項目									
のれんの償却額	-	-	-	9,124	9,124	-	9,124	-	9,124
減価償却費	17,792	11,770	1,708	273	31,545	-	31,545	-	31,545
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	-	-	583	1,200	1,783	-	1,783	91,217	93,000

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。セグメント利益又はセグメント損失()の調整額には、セグメント間取引消去 11,101千円が含まれております。

3. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント資産調整額8,424,320千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等が含まれております。

5. 全社資産については、各報告セグメントに資産を配分しておりませんが、関連する費用については全社費用を含めて、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額91,217千円は、本社及び支社建物の設備投資額83,257千円が含まれております。

当連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	システム インテグ レー ション	デジタル トランス フォーメー ション	みどりクラ ウド	機械設計 エンジニア リング	計				
売上高									
外部顧客への売上高	12,958,462	4,024,308	340,590	535,739	17,859,101	-	17,859,101	-	17,859,101
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	29,594	29,594	-	29,594	29,594	-
計	12,958,462	4,024,308	340,590	565,334	17,888,695	-	17,888,695	29,594	17,859,101
セグメント利益又はセ グメント損失()	641,080	312,158	63,362	641	890,517	3,855	886,662	-	886,662
セグメント資産	-	-	66,073	198,469	264,542	56,080	320,622	9,299,805	9,620,428
その他の項目									
のれんの償却額	-	-	-	9,124	9,124	-	9,124	-	9,124
減価償却費	30,942	15,606	820	356	47,725	-	47,725	-	47,725
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	-	-	-	602	602	-	602	51,280	51,882

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。セグメント利益又はセグメント損失()の調整額には、セグメント間取引消去 29,594千円が含まれております。

3. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント資産調整額9,299,805千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等が含まれております。

5. 全社資産については、各報告セグメントに資産を配分しておりませんが、関連する費用については全社費用を含めて、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額51,280千円は、支社増床に伴う設備投資額33,811千円が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	システム インテグレ ーション	デジタル トランス フォーメー ーション	機械設計 エンジニア リング	計				
当期償却額	-	-	9,124	9,124	-	9,124	-	9,124
当期末残高	-	-	15,968	15,968	-	15,968	-	15,968

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

当連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	システム インテグレ ーション	デジタル トランス フォーメー ーション	機械設計 エンジニア リング	計				
当期償却額	-	-	9,124	9,124	-	9,124	-	9,124
当期末残高	-	-	6,843	6,843	-	6,843	-	6,843

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
1株当たり純資産額	331.77円	395.18円
1株当たり当期純利益	89.82円	69.36円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	89.06円	69.00円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,240,783	966,159
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,240,783	966,159
普通株式の期中平均株式数(株)	13,813,806	13,930,017
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	118,146	71,727
(うち新株予約権)(株)	(118,146)	(71,727)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権の数3,751個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数4,218個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	255,570	600,000	0.32	-
1年以内に返済予定のリース債務	778	706	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	750,000	150,000	0.39	2024年4月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	2,177	1,471	-	2025年10月28日
合計	1,008,453	752,177	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	150,000	-	-	-
リース債務	706	706	58	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,110,324	8,485,726	13,123,005	17,859,101
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)	318,517	694,765	1,126,822	1,423,146
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (千円)	170,693	457,989	717,507	966,159
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	12.28	32.91	51.53	69.36

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	12.28	20.63	18.62	17.83

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当事業年度 (2022年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,286,834	5,491,444
売掛金	1,774,235	2,277,568
仕掛品	50,805	29,306
原材料	44,965	56,714
前渡金	9,394	10,076
前払費用	103,363	160,475
その他	9,001	9,666
貸倒引当金	2,640	1,655
流動資産合計	7,275,959	8,033,596
固定資産		
有形固定資産		
建物	154,517	157,720
工具、器具及び備品	41,651	40,058
その他(純額)	2,621	8,590
有形固定資産合計	198,791	206,368
無形固定資産		
ソフトウェア	4,292	620
電話加入権	1,587	1,587
無形固定資産合計	5,879	2,208
投資その他の資産		
投資有価証券	118,454	118,340
関係会社株式	204,782	204,782
繰延税金資産	397,159	443,916
敷金及び保証金	228,712	238,119
保険積立金	208,688	292,290
その他	55,755	41,454
投資その他の資産合計	1,213,552	1,338,905
固定資産合計	1,418,223	1,547,482
資産合計	8,694,182	9,581,078

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当事業年度 (2022年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	112,034	165,121
1年内返済予定の長期借入金	255,570	600,000
未払金	1,143,221	1,182,767
未払費用	127,414	150,373
未払法人税等	397,250	244,197
未払消費税等	301,560	391,587
預り金	19,711	24,308
賞与引当金	749,081	901,416
受注損失引当金	9,379	896
その他	57,559	96,734
流動負債合計	3,172,781	3,757,404
固定負債		
長期借入金	750,000	150,000
退職給付引当金	121,898	115,695
その他	2,177	9,302
固定負債合計	874,075	274,997
負債合計	4,046,857	4,032,401
純資産の部		
株主資本		
資本金	304,085	306,232
資本剰余金		
資本準備金	216,235	218,382
その他資本剰余金	285,600	285,600
資本剰余金合計	501,835	503,982
利益剰余金		
利益準備金	11,290	11,290
その他利益剰余金		
別途積立金	31,700	31,700
繰越利益剰余金	3,793,560	4,690,685
利益剰余金合計	3,836,550	4,733,676
自己株式	199	199
株主資本合計	4,642,272	5,543,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,051	79
評価・換算差額等合計	1,051	79
新株予約権	4,001	4,906
純資産合計	4,647,325	5,548,676
負債純資産合計	8,694,182	9,581,078

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
売上高	14,799,088	17,323,361
売上原価	2 11,250,699	2 13,532,147
売上総利益	3,548,388	3,791,214
販売費及び一般管理費	1, 2 2,238,578	1, 2 2,901,817
営業利益	1,309,809	889,396
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,618	1,621
助成金収入	447,605	539,257
業務受託料	2 14,400	2 10,440
その他	6,995	6,204
営業外収益合計	470,619	557,522
営業外費用		
支払利息	4,039	3,512
その他	1	-
営業外費用合計	4,041	3,512
経常利益	1,776,387	1,443,406
特別利益		
新株予約権戻入益	161	443
特別利益合計	161	443
特別損失		
固定資産除却損	571	606
関係会社株式評価損	40,097	-
投資有価証券評価損	15,669	10,711
特別損失合計	56,338	11,318
税引前当期純利益	1,720,210	1,432,531
法人税、住民税及び事業税	591,648	512,904
法人税等調整額	12,153	49,090
法人税等合計	579,495	463,813
当期純利益	1,140,715	968,717

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	297,974	210,124	285,600	495,724	11,290	31,700	2,716,170	2,759,160
会計方針の変更による 累積的影響額								
会計方針の変更を反映し た当期首残高	297,974	210,124	285,600	495,724	11,290	31,700	2,716,170	2,759,160
当期変動額								
新株の発行	6,111	6,111		6,111				
剰余金の配当							63,325	63,325
利益準備金の積立								
当期純利益							1,140,715	1,140,715
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	6,111	6,111	-	6,111	-	-	1,077,389	1,077,389
当期末残高	304,085	216,235	285,600	501,835	11,290	31,700	3,793,560	3,836,550

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	62	3,552,797	65	65	4,162	3,557,025
会計方針の変更による 累積的影響額		-				-
会計方針の変更を反映し た当期首残高	62	3,552,797	65	65	4,162	3,557,025
当期変動額						
新株の発行		12,222				12,222
剰余金の配当		63,325				63,325
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		1,140,715				1,140,715
自己株式の取得	137	137				137
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			986	986	161	825
当期変動額合計	137	1,089,474	986	986	161	1,090,300
当期末残高	199	4,642,272	1,051	1,051	4,001	4,647,325

当事業年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	304,085	216,235	285,600	501,835	11,290	31,700	3,793,560	3,836,550
会計方針の変更による 累積的影響額							6,260	6,260
会計方針の変更を反映し た当期首残高	304,085	216,235	285,600	501,835	11,290	31,700	3,799,820	3,842,811
当期変動額								
新株の発行	2,146	2,146		2,146				
剰余金の配当							77,852	77,852
利益準備金の積立								
当期純利益							968,717	968,717
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	2,146	2,146	-	2,146	-	-	890,865	890,865
当期末残高	306,232	218,382	285,600	503,982	11,290	31,700	4,690,685	4,733,676

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	199	4,642,272	1,051	1,051	4,001	4,647,325
会計方針の変更による 累積的影響額		6,260				6,260
会計方針の変更を反映し た当期首残高	199	4,648,532	1,051	1,051	4,001	4,653,585
当期変動額						
新株の発行		4,293				4,293
剰余金の配当		77,852				77,852
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		968,717				968,717
自己株式の取得		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			972	972	905	67
当期変動額合計	-	895,158	972	972	905	895,091
当期末残高	199	5,543,691	79	79	4,906	5,548,676

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 原材料

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の翌事業年度に費用処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) オンサイトサービス

主に派遣契約、準委任契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを行います。

派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) ソリューションサービス

主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを行います。

請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) みどりクラウド事業

主にみどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」

「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスの提供を行います。

設置端末である「みどりボックス」の販売は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から顧客への引渡し完了までの期間が通常の期間であると考えられるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しております。

また、当社は顧客に対して施設園芸農家向け及び畜産向けクラウドサービスの提供を行い、製品利用料を受けとります。契約から生じる履行義務は、サービス提供期間の経過に応じて充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、いずれの契約もその取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)
(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産(純額)	397,159	443,916

前事業年度における繰延税金負債と相殺前の金額は397,624千円であります。

当事業年度における繰延税金負債と相殺前の金額は443,951千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」の内容と同一であります。

(請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益	89,004

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、収益認識会計基準第96項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る案件の見積総原価を把握することが必要不可欠であります。

請負契約は仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、案件ごとの見積総原価が変動する事があります。

案件ごとの見積総原価は、主として工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、案件ごとの見積総原価の算出に用いた主要な仮定は工数(外注工数を含む)であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来において見積総原価の前提条件の変更等により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌事業年度に係る財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は顧客との契約の完了時に一時点で収益認識していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込んでいない場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、収益認識会計基準に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高は89,004千円増加し、売上原価は63,716千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ34,311千円増加しております。また利益剰余金の当期首残高は6,260千円増加しております。また、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の財務諸表等に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度まで「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「保険積立金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「投資その他の資産」の「その他」に表示していた264,443千円は、「保険積立金」208,688千円、「その他」55,755千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しておりますが、当社においては、当事業年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当事業年度末における一定の期間にわたり履行義務の充足に係る売上高及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(吸収分割)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)(吸収分割)」と同一であるため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年8月31日)	当事業年度 (2022年8月31日)
短期金銭債権	1,533千円	3,161千円
短期金銭債務	957千円	5,530千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25.8%、当事業年度22.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74.2%、当事業年度77.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
役員報酬	101,473千円	101,808千円
給料手当	906,169千円	1,128,230千円
賞与	96,381千円	120,767千円
賞与引当金繰入額	91,654千円	105,748千円
法定福利費	173,147千円	214,591千円
減価償却費	22,396千円	33,909千円
採用費	192,421千円	380,277千円
貸倒引当金繰入額	1,483千円	798千円

2 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
営業取引による取引高	11,101千円	30,074千円
営業取引以外による取引高	14,400千円	10,440千円

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2021年8月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	204,782

当事業年度(2022年8月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	204,782

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年8月31日)	当事業年度 (2022年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	229,368千円	276,013千円
退職給付引当金	37,325千円	35,425千円
未払費用	34,552千円	41,716千円
敷金及び保証金	9,034千円	10,267千円
未払事業税	23,995千円	16,123千円
関係会社株式評価損	12,277千円	12,277千円
投資有価証券評価損	31,875千円	35,155千円
未払事業所税	6,449千円	7,695千円
減損損失	7,308千円	4,216千円
助成金収入	38,680千円	45,066千円
その他	10,445千円	7,391千円
繰延税金資産小計	441,312千円	491,349千円
評価性引当額	44,153千円	47,432千円
繰延税金資産合計	397,159千円	443,916千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年8月31日)	当事業年度 (2022年8月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割等	0.2%	0.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.1%
留保金課税	7.5%	7.1%
評価性引当額の増減	0.7%	0.2%
税額控除	4.8%	5.8%
その他	0.6%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.7%	32.4%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	214,674	32,075	0	246,750	89,029	28,873	157,720
工具、器具及び備品	89,213	11,875	124	100,964	60,906	13,344	40,058
その他	3,210	7,931	-	11,141	2,551	1,962	8,590
有形固定資産計	307,098	51,882	124	358,856	152,487	44,180	206,368
無形固定資産							
ソフトウェア	78,471	-	482	77,989	77,369	3,189	620
電話加入権	1,587	-	-	1,587	-	-	1,587
無形固定資産計	80,059	-	482	79,577	77,369	3,189	2,208

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社及び支社オフィス内装工事及び増床	29,785千円
工具、器具及び備品	本社及び支社オフィス内装工事及び増床	8,639千円

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,640	578	1,563	1,655
賞与引当金	749,081	901,416	749,081	901,416
受注損失引当金	9,379	896	9,379	896

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年8月31日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。 ただし、電子公告を行うことのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.seraku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第34期（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日） 2021年11月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年11月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

事業年度 第35期第1四半期（自 2021年9月1日 至 2021年11月30日）2022年1月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第35期第2四半期（自 2021年12月1日 至 2022年2月28日）2022年4月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第35期第3四半期（自 2022年3月1日 至 2022年5月31日）2022年7月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の募集）に基づく臨時報告書 2022年2月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（簡易吸収分割による当社の完全子会社への事業承継）に基づく臨時報告書 2022年8月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2022年11月29日 関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2021年11月29日に提出いたしました有価証券報告書に係る訂正報告書 2022年11月29日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2022年2月16日に提出いたしました臨時報告書（新株予約権の募集）に係る訂正報告書 2022年3月16日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年11月29日

株式会社セラク

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 剛樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高史
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セラクの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラク及び連結子会社の2022年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し収益認識する案件の見積総原価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、請負契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。</p> <p>重要な会計上の見積りに記載のとおり、当連結会計年度において請負契約のうち一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益89,004千円を計上している。</p> <p>一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益の計上に当たっては、請負契約に係る原価(案件ごとの見積総原価)を見積ることが必要不可欠である。案件ごとの見積総原価は、主として工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費によって構成されており、案件ごとの見積総原価の算出に用いた主要な仮定は、工数(外注工数も含む)である。</p> <p>請負契約は、仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、案件ごとの見積総原価が変動することがある。これらの性質より、案件ごとの見積総原価の見積りは、不確実性を伴い、経営者による判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益の計上に当たり、案件ごとの総原価の見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、請負契約のうち一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における案件ごとの総原価の見積りの妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>案件ごとの総原価の見積りの基礎となる原価管理表(案件ごとの原価管理のために作成され承認された予算書)について、必要な承認がなされていることに関する内部統制の整備及び運用状況を評価した。</p> <p>請負案件の受注金額、進捗状況等の内容に照らして、案件ごとの総原価の見積りに基づいて、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を計上している案件に対して、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとの総原価の見積りについて、その計算の基礎となる作業計画(原価管理表)と照合し、工数の積上げにより計算されていることを検討した。 ・原価管理表に記載されているタスクについて、得意先に提示している見積書の記載との整合性を検討した。 ・契約時に予見できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、見積総原価が変動する可能性のある案件の有無を把握するために、案件責任者に案件ごとの進捗状況及び見積総原価の変動の要否の判断について質問を行い、作業計画や費用の発生状況に照らして回答の整合性を検討した。 ・当期末までに発生している原価について、当初計画工数と実績工数の比較検討を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セラクの2022年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社セラクが2022年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月29日

株式会社セラク

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 剛樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セラクの2021年9月1日から2022年8月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラクの2022年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し収益認識する案件の見積総原価

重要な会計方針5．収益及び費用の計上基準に記載のとおり、請負契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。

重要な会計上の見積りに記載のとおり、当事業年度において請負契約のうち一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益89,004千円を計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。